

# **建築工事積算マニュアル**

令和5年7月

横浜市建築局

## 目 次

- 0 0 運用にあたって
- 0 1 直接仮設工事
- 0 2 土工事
- 0 3 地業工事
- 0 4 - 1 コンクリート工事（新営工事）
- 0 4 - 2 コンクリート工事（外構・改修工事）
- 0 5 型枠工事
- 0 6 鉄筋工事
- 0 7 鉄骨工事
- 0 8 既製コンクリート工事(組積工事)
- 0 9 防水工事
- 1 0 石工事
- 1 1 タイル工事
- 1 2 木工事
- 1 3 金属工事
- 1 4 左官工事
- 1 5 - 1 木製建具工事
- 1 5 - 2 金属製建具工事
- 1 5 - 3 ガラス工事
- 1 6 塗装工事
- 1 7 内外装工事
- 1 8 仕上げユニット工事
- 1 9 構内舗装・排水工事
- 2 0 とりこわし
- 2 1 共通仮設
- 2 2 改修工事

# 〇〇 運用にあたって

直近改定 令和5年7月

## 1 主 旨

このマニュアルは、横浜市建築局の所管する建築工事において、設計書を適正に作成するために必要となる事項について記述している。

## 2 積算マニュアルの根拠

このマニュアルは、主に次の文献をもとに、横浜市のマニュアルとして作成している。

- (1) 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun\\_touitukijyun\\_s\\_a\\_suuryou\\_sekisan\\_kijyun.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s_a_suuryou_sekisan_kijyun.htm)

- (2) 建築数量積算基準・同解説（建築工事建築数量積算研究会 制定）

- (3) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun\\_touitukijyun\\_s\\_sekisan\\_kijyun.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s_sekisan_kijyun.htm)

- (4) 公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou\\_sekisan\\_unnyou.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou_sekisan_unnyou.htm)

- (5) 公共建築工事積算基準の解説 建築工事編（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

## 3 共通単価の根拠

共通単価は、次の文献を根拠に作成している。

- (1) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun\\_touitukijyun\\_s\\_sekisan\\_kijyun.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s_sekisan_kijyun.htm)

- (2) 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun\\_touitukijyun\\_kyoutuhi\\_sekisan.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_kyoutuhi_sekisan.htm)

- (3) 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun\\_touitukijyun\\_s\\_hyoujyun\\_bugakari.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s_hyoujyun_bugakari.htm)

- (4) 公共建築工事積算研究会参考歩掛り（公共建築工事積算研究会）

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou\\_sekisan\\_unnyou.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou_sekisan_unnyou.htm)

(5)公共建築工事積算基準の解説 建築工事編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)

(6)営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou\\_sekisan\\_unnyou.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou_sekisan_unnyou.htm)

(7)営繕積算システム等開発利用協議会参考資料

[http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou\\_sekisan\\_unnyou.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/shiryou_sekisan_unnyou.htm)

(8)建設工事標準歩掛(一般財団法人 建設物価調査会 発行)

(9)工事歩掛要覧(一般財団法人 経済調査会 発行)

(10)市場単価(建築施工単価、建築コスト情報)

(11)刊行物単価(建設物価、積算資料等)

(12)その他(RIBC 共通歩掛りデータ等)

#### 4 単価作成の優先順位

このマニュアルによることが不都合な場合は、前記3の文献を参考として独自に単価を作成する事ができる。その際の優先順位は3の番号順とする。

#### 5 単価及び内訳書の作成

横浜市建築局では、平成8年度より「営繕積算システムRIBC」を導入している。これは、標準単価を歩掛りにより作成する「標準単価作成システム」と内訳書を作成する「内訳書作成システム」で構成されている。

#### 6 設計書作成時の留意事項

設計書作成は、設計図、仕様書及び数量積算基準等の諸基準に基づいて適切に行うことが必要であるが、特に次の事項については十分留意する。

(1)工事科目分類とその順序

設計書における工事科目の分類とその順序は、基本的に「公共建築工事内訳書標準書式」([http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun\\_touitukijyun\\_s\\_utiwakesyo\\_syosiki.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_s_utiwakesyo_syosiki.htm))に準拠する。

(2)数量

数量は、「建築数量積算基準・同解説」(建築工事建築数量積算研究会制定)

に定める方法による。例えば、端数処理は四捨五入とし、内訳書の細目数量は、小数点以下第1位とする。ただし、100以上の場合は整数とする。

積算に用いる数量は設計数量、計画数量及び所要数量の3種類が上記基準により定義されており、それぞれ使い分けが必要である。計画数量又は所要数量を必要とする場合は、その旨明示する。

### (3) 共通単価

ア 共通単価は、「3 共通単価の根拠」による歩掛り（一般財団法人 建築コスト管理システム研究所より供給されている共通歩掛け及び横浜市独自の歩掛け）をもとにした単価と、横浜市独自に調査した単価で構成されている。なお、横浜市で独自に調査した材料単価については、市民情報室で公表している。

イ 歩掛けは、基本的に、材料費・労務費・雑材費・機械器具経費・その他経費（製造業者・専門工事業者の諸経費（下請経費）、小器材の損耗費、現場労働者に関する法定福利費等）の各要素と単位施工当たりに必要とされる数量で構成される。

ウ 以上のそれを共通単価として確定するに当たっては、別途制定されている「横浜市建築局建築工事積算要領（以下「積算要領」という）」に定められた「単価の端数処理」により処理している。

エ 本文中に使用している単価コードは、国土交通省、都道府県及び政令指定都市で構成する「営繕積算システム等開発利用協議会」の「営繕積算システムRIBC 2」で使用しているものを記載している。原則として「B0-\*\*\*\*\*」は国土交通省歩掛けによる単価、「B1、B2、B3-\*\*\*\*\*」は横浜市による独自作成単価を示している。

なお、単価構成が複雑な場合（とりこわし等）以外は、「B0-\*\*\*\*\*」は(B0)及び「B1-\*\*\*\*\*」は(B1)と略して表示する。

また、市場単価である項目については、備考欄に「市場」と表示している。

オ 共通単価には、標準単価と改修割増単価があり、改修割増単価とは施工条件による作業効率の低下（「執務並行改修」という）を考慮し、標準単価の工種の一部について価格の割増を行ったものである。工事内容によりいずれかの単価を適用するが、新営工事については全て標準単価を適用し、改修工事については工事内容に応じ、標準単価もしくは改修割増単価を選択し適用する。（詳

細は本マニュアル 22改修工事の項及び「積算要領」3.1.4を参照)

#### (4) 市場単価

市場単価とは、市場の取引実態に合わせた市場取引単位当たりの単価であり、国土交通省によって平成11年度から公表された。

それは従来のように歩掛りを用いることなく、材料費、労務費、機械経費、運搬費及びその他経費等を含む単位工事量当たりで把握された、元請業者と下請の専門業者の間に形成されている市場取引実勢価格である。現在、建築工事では、土工事、鉄筋工事、圧接工事、コンクリート工事、型枠工事、防水工事（アスファルト・シーリング）、軽鉄下地工事、左官工事、吹付工事、ガラス工事、塗装工事及び内装床・ボード工事に設定されている（詳細は、一般財団法人建築コスト管理システム研究所の「市場単価」[http://www.ribc.or.jp/research/research2\\_1.html](http://www.ribc.or.jp/research/research2_1.html) を参照）。

#### (5) 補正市場単価

市場単価は、歩掛りのない材工単価であるため、市場単価を操作して独自代価を作成することはできないが、その掲載条件が一部異なる場合に、類似の市場単価を適切に補正し算定することができる。詳細は、「公共建築工事積算基準等資料」第4編 第1章 5による。

#### (6) 独自代価の作成

歩掛りにより設定された複合単価の場合、その一部の数値を変更して、独自の代価を作成することができる。

また、市場単価を代価の一部に組み込む場合、市場単価はその他経費等を含む単価であるため、その他経費等を上積みしないように注意する。

#### (7) 共通単価使用上の基本的事項

共通単価には、施工単価、材料単価、労務単価等がある。単価コードの前に「施工」とあるものは複合単価で、材料費、労務費、機械器具費、その他経費等で構成する材工単価と、施工手間のように労務費、その他経費等で構成するものがある。材工共の単価を使用する場合は、同一単価費目に「手間」が別枠で設定されている場合であっても、当然「手間」を計上してはならない。労務単価は、「公共工事設計労務単価表」（横浜市道路局HP参照<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/doro-kasen/doro/kanri/hyojunzu/roumu.html>）による。

また、単価コードの前に「参考」「協参」とあるものは参考歩掛りで、市場単価を補正して使用する場合や専門工事業者等の見積価格等を参考にすることが困難な場合等にもちいる単価であるため、原則として使用しない。やむを得ず参考歩掛りを採用する場合は、個々の施工条件等を十分考慮する。

(8) 工事別に作成する複合単価等の端数処理

ア 直接仮設工事、土工事、コンクリート工事等において、複合単価を作成する場合、所定の単価の端数処理を行う。

イ 工事内容に応じて個別に作成する独自代価においては、その他経費（下請経費及び小器材の損耗費等）を計上するとともに、所定の単価の端数処理を行う。

(9) 営繕積算システムRIBC2の代価と別紙明細

ア 代価とは、単位数量あたりの複合単価を作成するためのもので、所定の歩掛りとその各項目の材料費や労務費などの一次単価等を乗じて合計したものを使う。本市においては、代価は所定の方法により端数処理を行う。

イ 別紙明細とは、内訳書に一式計上する細目の根拠で、単価と数量を乗じて得た金額の単独あるいは複数を合計したもので、1円未満の金額は切り捨てる。

(10) 用語

ア 一次単価

積算資料等の刊行物掲載単価あるいは二省労務単価などの、それ以上分解できない単価であって、各種代価の構成要素となるもの。

イ 補足単価

代価を構成する代価。一次単価と代価の中間に位置し、代価を作成するために中間的に作成される代価である。共通単価表には掲載されていない。

(11) 物価資料の単価の採用方法

「建設物価」及び「積算資料」等の物価資料の単価に相違がある場合は、価格の一番低いものを採用する。

# O 1 直接仮設工事

直近改訂 令和5年7月

## 1 一般事項

### (1) 設計書に記載する各細目の金額

設計書の直接仮設工事の各細目の金額は、特別な仮設を除き、任意仮設であるため原則としてそれぞれ一式計上する。

(別紙明細にて作成し金額の端数処理は行わない。)

### (2) 直接仮設工事で計上しない足場

コンクリート足場及び鉄骨足場は、それぞれ専用仮設であり、コンクリート工事及び鉄骨工事において計上する。直接仮設工事では計上しない。

### (3) 仮設材の運搬費

仮設材については、それぞれ毎に運搬費を算出し、これを合計して仮設材運搬費として一括計上する。なお、仮設材運搬費単価には、標準仕様として1往復分が盛り込まれている。

また、仮設材運搬用トラックの規格は4t積を標準とするが、規模や敷地条件等により2t積も考慮する。

## 2 遣方(B0)、墨出し(B0)、養生(B0)、整理清掃後片付け(B0)

### (1) 対象面積の算定

遣方は建築面積(m<sup>2</sup>)、その他は延べ面積(m<sup>2</sup>)とし、原則として建築基準法による面積とする。なお、ドライエリア(建m<sup>2</sup>、延m<sup>2</sup>)やベランダ(延m<sup>2</sup>)等がある場合には、これらの面積も加えることとする。

### (2) 鉄骨造及び地下階における各単価の補正

鉄骨造及び地下階については、施工内容を考慮し、補正を行う。なお、共通単価には、補正された単価が登録されている。

①鉄骨造の地上部における単価は下表により補正を行う。

表01-1 墨出し、養生・整理清掃後片付けの建物構造による単価補正

名称	鉄骨造（地上階）	備考
墨出し	80%	
養生・整理清掃後片付け	80%	

②鉄筋コンクリート造と鉄骨鉄筋コンクリート造を標準とし、鉄骨造の墨出し及び養生・整理清掃後片付けの地下部分及び付帯部分（ドライエリア、ピロティ、ピット、外部階段、吹き抜け、バルコニー及び外部廊下等）で使用する場合の

単価は上表及び下表により補正を行う。

表 01-2 墨出し、養生・整理清掃後片付けの地下階及び付帯部分に使用する単価補正

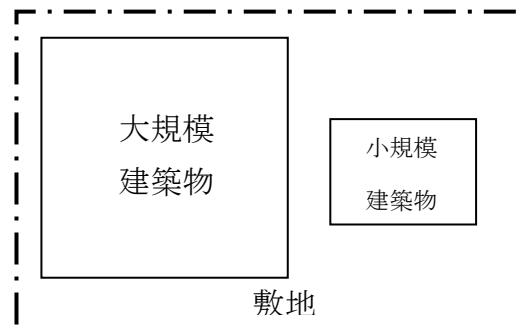
名称	一般	複雑	小規模
地下階	110%	110%	110%
ドライエリア、ピッティ、大規模ピット	80%	80%	80%*
外部階段、吹抜け（柱・梁あり）	70%	70%	70%
バルコニー、外部廊下、吹抜け（その他）、ピット	50%	50%	50%

\* 大規模ピットを除く

(3) 摘要欄の「一般、小規模、複雑」の使い分け

- ①一般 → 下記②及び③以外の場合。
- ②小規模 → 建築面積（建m<sup>2</sup>）においては、150m<sup>2</sup>未満、延べ面積（延m<sup>2</sup>）においては300m<sup>2</sup>未満の建物の場合。
- ③複雑 → 間仕切壁が多い建物の場合。
- ④なお、同時発注で図01-1のような場合においては、②にかかわらず、右側の小規模建物は小規模扱いにしない。

図01-1 複数棟を同時発注する場合



### 3 足 場

#### (1) 一般事項

##### ①足場単価の選択について

後述の説明に従って、標準条件と考えられる場合には、「標準日数」の共通単価（掛け払い、標準日数賃料、基本料、修理費込み）を使用する。標準日数の共通単価がない場合や、標準日数が適当でないと考えられるとき（次ページ③参照）は、施工計画を検討した上で、次式により複合単価を設定する。なお、材料等の運搬費は通常どおり別途計上する。

算定式：

$$\text{足場複合単価} = \text{掛け払い手間} + \text{基本料} + (\text{日額賃料} \times \text{日数})$$

この場合の内訳書の作り方：

掛け払い手間、基本料、賃料を別紙で計上する。このうち賃料の内訳（日額賃料×日数）を代価表で計算する。

##### ②足場の分類

設計書の記載項目は「外部足場」「地足場」「内部躯体足場」「内部仕上足場」とし、各々一式計上する。

表01-4 足場の分類

名称	足場の種類	仕様・備考
外部足場	枠組本足場 (B0)	手すり先行方式
	単管本足場 (B0)	
	単管一本足場 (B0)	
	単管抱足場 (B0)	
	安全手すり (B0)	枠組本足場・単管本足場に付随するもの
	登り桟橋 (B0)	単管本足場に付随するもの
地足場	地足場 (B0)	
内部躯体足場	鉄筋型枠足場 (B0)	
	躯体支保工 (B0)	手すり先行方式
内部仕上足場	脚立足場 (B0)	脚立足場
	枠組棚足場 (B0)	手すり先行方式
	簡易型移動式足場 (B0)	ローリングタワー
	枠組側足場 (B1)	
	安全手すり (B0)	枠組棚足場・側足場に付随するもの
	内部階段仕上足場 (B0)	
	シャフト内足場 (B0)	

##### ③足場の存置期間

足場存置期間は、原則として階数及び建築面積に応じた標準日数とする。ただ

し、工事内容や敷地条件等により標準によりがたい場合は、工事の実態に応じた期間とする。（例：階高が高くコンクリートを2回に分けて打設すると想定される場合等）

一般的な事務庁舎等（RC造、建築面積750m<sup>2</sup>程度）の足場の設計供用日数は、足場平均存置日数（表01-5）による。建築面積の大小による補正係数を表01-6に示す。ただし、特殊な建物の外壁、建具の改修工事等については、工事工程表を考慮して別に定める。

表01-5 足場平均存置日数（RC造、建築面積750m<sup>2</sup>程度） (日)

階数(N)	平均存置日数及び算定式	備考
1	109	
2	131	
3	153	
4	175	
5	197	
6	219	
7	241	
8	263	
算定式（RC造）	$22N + 87$	

(注) • Nは階数を示す。

- ・特殊な階高でコンクリート打設が2回以上になると想定される場合には、足場存置日数を別途考慮する。

表01-6 建築面積の大小による補正係数（V=建築面積）

建築面積 (m <sup>2</sup> )	V<375	375≤V<575	575≤V<925	925≤V<1,250
補正係数	0.9	0.95	1.00	1.05
建築面積 (m <sup>2</sup> )	1,250≤V<1,875	1,875≤V<2,500	2,500≤V (<3,750程度)	
補正係数	1.1	1.2		1.3

(注) 補正係数は足場平均存置日数に乘じる。

## (2) 外部足場(掛m<sup>2</sup>)

足場の種類は建物の構造、規模、工事の内容を考慮して定めるが、枠組本足場（手すり先行方式）を標準とする。また枠組本足場の仕様は工事の内容により表01-7より選択する。

表01-7 外部足場(枠組本足場、B0)設置基準

	新築工事	改修工事
1,200枠 500布枠×2枚	RC造外壁タイル等 (6階以上)	外部改修(タイル、モルタルはつり補修程度) (3階建て以上)
900枠 500+240布枠	RC造外壁タイル等 (5階建て以下) RC造外壁吹付け仕上げ程度 (2階建て以上) S造外壁パネル・スレート張り (2階建て以上)	外壁改修(吹付け、ピンニング程度) (3階建て以上) 外部改修(タイル、モルタルはつり補修程度) (2階建て以下)
600枠 500布枠×1枚	RC造外壁吹付け仕上げ程度 (平屋建て) S造外壁パネル・スレート張り (平屋建て) 地下階外壁部	外壁改修(吹付け、ピンニング程度) (2階建て以下) 防水改修等で昇降用に設置する足場

- (注) 1 階高は4.0m程度とする。  
 2 建枠及び板付布枠の寸法単位はmmである。  
 3 地下階外部足場は、建枠600枠、板付布枠500布枠1枚とする。

① 外部足場数量の算出方法

ア 足場数量は、次式により算出する。

$$\text{足場掛面積}(\text{m}^2) = \text{足場高さ}(\text{m}) < \text{(注) 1, 2参照} > \times \text{足場長さ}(\text{m})$$

イ 安全手すりの数量は、足場長さ(m)とする。

なお、単価については、手すりを足場の最上階に設置するため、存置日数は階数によらず一律109日以内となる。

図01-2 足場の高さ

(注) 1 足場高さの計測は、設計地盤からパラペット上端までとする。ただし、設計地盤と現地盤に相違がある場合、高さ (h) は、実状を考慮して定める。  
(図01-2参照)

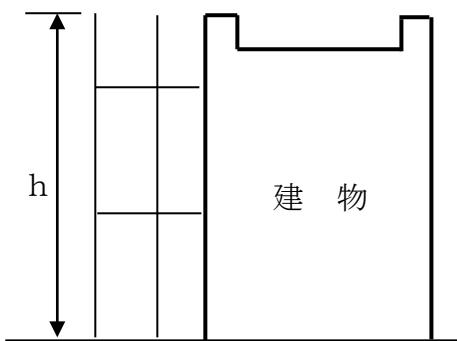


図01-3 足場の長さ

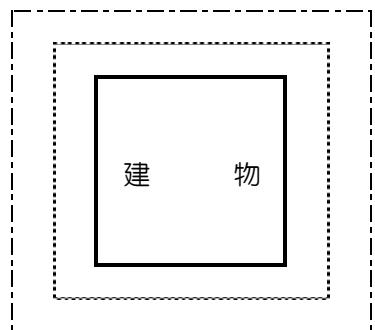
2 足場長さは、外壁側面から下記の数値分だけ離れた位置の延べ長さとする。

単管抱足場 ..... 0.5m

単管本足場、枠組本足場 ..... 1.0m

(図01-3参照)

500mm  
500mm



## ② 枠組階段

枠組本足場用の枠組階段は、枠組本足場単価に含まれているので計上しない。

## ③ 登り桟橋 (B0)

ア 単管本足場を使用する際には、別途登り桟橋を計上する。（枠組本足場には枠組み階段が含まれているので、登り桟橋は計上しない。）

イ 1か所当たりの延べ長さは外部足場高さの2倍の長さとし、現場状況により適切な箇所に設置するものと想定する。

ウ 存置期間は外部足場の存置期間に合わせるものとし、存置期間に応じた単価を設定する。

登り桟橋複合単価 = 掛払い手間 + 基本料 + (日額賃料 × 日数)

## (3) 内部足場

内部足場は躯体施工用と仕上施工用に大別され、かつ階高に応じて表01-8のように分類される。また、必要に応じて、基礎、内部階段仕上げ及びシャフト内仕上げを施工する足場を計上する。

なお、改修工事の場合は、部位、方法等により実状に応じ判断し計上する。

表01-8 階高別等による足場分類

階高	内部躯体足場		内部仕上足場
4 m以下		鋼製脚立	脚立足場（鋼製脚立）
4 m超 5 m未満	鉄筋・型枠足場	枠組足場	枠組棚足場 枠組本足場
5 m以上	躯体支保工	枠組足場	簡易型移動式足場
その他	地足場		内部階段仕上げ足場 シャフト内足場

(注) ここに言う「階高」とは、当該階のスラブ面から上階のスラブ下までの高さである。

① 内部躯体足場（鉄筋・型枠足場／躯体支保工）（延m<sup>2</sup>）（B0）

ア 躯体施工用の足場は、階高（表01-8（注）参照）が5 m未満の場合は鉄筋・型枠足場のみを計上し、また5 m以上の場合には躯体支保工のみを計上する。なお、パイプサポート類は型枠足場に含まれている。

イ 鉄筋・型枠足場は、鉄筋、型枠の取付及び型枠解体用のもので、数量は該当個所の合計床面積とし、体育室のアリーナ部分で上部に梁、床等の配筋がない場合には、数量は壁面の内側2 mの範囲を計上する。標準設計共用日数は、20日とする。ただし、平屋建ての場合は30日とする。

ウ 躯体支保工は、当該階の鉄筋・型枠の取付及び型枠解体用並びに上階の躯体を施工するためのもので、数量は該当個所の合計床面積（延m<sup>2</sup>）とし、採用単価は階高に応じた平均存置日数（表01-9）から設定する。

表01-9 階高による躯体支保工の適用区分

階高 H (m)	躯体支保工	平均存置日数(日)	備 考
5.0≤H<5.7	枠組1段	3 8	
5.7≤H<7.4	枠組2段	4 3	
7.4≤H<9.1	枠組3段	4 3	
9.1≤H<10.8	枠組4段	4 7	
10.8≤H<12.5	枠組5段	4 7	

② 地足場（m<sup>2</sup>）（B0）

基礎工事のために設置されるもの（原則として基礎の根切り深さ1.5m以上で基礎、地中梁の鉄筋・型枠建て込み用）で、その数量は建築面積とする。ただし、地下面積が建築面積を超えた場合は地下の床面積とする。

③内部仕上足場（脚立足場）（延m<sup>2</sup>）(B0)

ア 標準存置日数は20日とする。

イ 階高4.0m以下で、天井仕上げ、または壁仕上げがある場合に計上する。

なお、壁仕上げのみの架台足場数量は、内壁面から0.5m離れた位置の延べ長さに架台巾(0.5m)を乗じた面積とする。

④内部仕上足場（枠組棚足場）（簡易型移動式足場）（延m<sup>2</sup>）(B0)

ア 階高4mを超える場合で天井・スラブ下面で作業がある場合には、表01-10のとおり高さに応じた枠組棚足場とするか、施工状況により表01-11のとおり高さに応じた簡易型移動式足場とする。

イ 数量は、延べ面積(延m<sup>2</sup>)とする。

ウ 吹き抜け、特殊壁などがある場合は、高さに応じた枠組棚足場を対象面積ごとに別途計上する。

⑤内部仕上足場（枠組本足場）（掛m<sup>2</sup>）(B1)

ア 階高4m超の場合で、天井・スラブ下面で作業がない場合には、表01-7のとおり高さに応じた枠組本足場とする。

イ 数量は外部足場に準じて掛けm<sup>2</sup>とし、高さは枠組棚足場の算定方法とする。

ウ 吹き抜け、特殊壁などがある場合は、高さに応じた枠組本足場を対象部位ごとに別途計上する。

表01-10 内部仕上足場(枠組棚足場、枠組本足場)

階高 H(m)	足場段数	足場存置日数	備 考
4.0≤H<5.0	枠組2段	25	
5.0≤H<5.7	枠組2段	25	
5.7≤H<7.4	枠組3段	25	
7.4≤H<9.1	枠組4段	26	
9.1≤H<10.8	枠組5段	26	
10.8≤H<12.5	枠組6段	27	

(注) 1 枠組の1段当たりの高さは1.7mとする。

2 設置高さ=階高-作業スペース\*

3 平屋建ての場合の設計供用日数は、30日とする。

\* 作業スペースは、1.7m程度を標準とする（「建築積算のための仮設計画標準（国土交通省大臣官房官庁営繕部 監修）」参照）。

表01-11 簡易移動式足場

階高 H (m)	簡易移動式足場	標準供用日数
4.0≤H<5.0	ローリングタワー2段	30
5.0≤H<5.7	ローリングタワー3段	30
5.7≤H<7.4	ローリングタワー4段	30
7.4≤H<9.1	ローリングタワー5段	30

⑥内部階段仕上足場 (延m<sup>2</sup>) (B0)

内部階段室の仕上げ用足場で、数量は対象床面積とする。

⑦シャフト内足場 (延m<sup>2</sup>) (B0)

E V シャフト内の仕上げが必要な場合にのみ適用する。一般のP S、E P S等には適用しない。数量は対象床面積とする。

⑧内部安全手すり (m) (B1)

ア 枠組本足場については、その最上部に必ず安全手すりを設置するものとし、必ずこれを計上する。なお、枠組棚足場については、共通単価に含まれているため、最上部の安全手すりの費用は計上しない。

イ 安全手すりの数量は足場延べ長さ(m)とし、表01-10の存置日数に応じた複合単価を選択する。

#### 4 災害防止

金網式養生枠(B0)、金網張り(垂直張り)(B0)、養生シート張り(B0)、ネット状養生シート張り(B0)、養生防護棚(B0)、安全ネット水平張り(B0)、小幅ネット(B0)

(1) 設計書の細目には「災害防止」として一括して一式計上する。

(2) 災害防止養生は、原則として建物の2階以上に適用し、関係法令に従って表01-12に示す適切な措置を講じるものとする。養生シート張り等の数量は、一般に外部足場の1層分(1.7m)を除く掛面積(掛m<sup>2</sup>)とする。

(3) 横浜市の標準として、表01-12のうち災害防止養生として、養生シート張り(J I S類)及び小幅ネットを使用するものとする。なお、現場状況等に応じて、その他のものを使うことが出来る。

(4) 共通仮設で仮囲いを設置する場合や鉄骨工事で水平養生を計上した場合には、これらと災害防止の重複計上を避けるよう注意する。

(5) 落下物による危険防止上必要な場合と部分には、養生防護棚(表01-13参照)を設置する。

(6) 各災害防止養生の存置期間は、足場平均存置日数から10日程度減じた期間（表01-14）とするが、特殊な建物の外壁、建具の改修工事などについては、工事工程表等を考慮して別に定める。

表01-12 災害防止

名 称	単位	規 格	使 用 区 分	備 考
金網張り	m <sup>2</sup>	亀甲金網 16mm目	(垂直張り) 足場面の落下防止	
			(水平張り) 鉄骨工事の作業員の墜落防止及びその他の落下防止	
金網式養生枠	m <sup>2</sup>	鋼 製 850×1,850mm	足場面の落下防止	特記による
安全ネット 水平張り	m <sup>2</sup>	ラッセル網 15mm目 防炎タイプ	(水平張り) 鉄骨工事の作業員の墜落防止及びその他の落下防止	鉄骨工事用は防炎タイプとする (鉄骨工事との重複計上注意)
		ラッセル網		
養生シート 張り	m <sup>2</sup>	J I S 1類	落下防止用の他、工事中の目隠し及び塗料、吹付材、粉じんの飛散防止用	強風等に対する管理が難しい
		J I S 2類 (金網張り併用)		
ネット養生 シート張り	m <sup>2</sup>	J I S 1類	金網式養生枠の代わりとして使用可	塗料、吹付材、粉塵の飛散防止用には使用不可
		J I S 2類	養生シート J I S 2類と同じ使用方法	
		J I S 2類 (塗装飛散防止用)	塗装、左官工事の吹付け等の外装吹付け養生専用	
小幅ネット	m	ラッセル網 15mm目 防炎タイプ	作業員の墜落防止及びその他の落下防止	足場と躯対面間幅が、0.3m以上の場合に設置する。

(注) 1 J I S 1類はJ I S 2類よりもシートの引っ張り強度が強く、シートのみで落下防止用として使用できる。一方、J I S 2類は単独では落下防止用として使用できない。もし、J I S 2類を落下防止用として使用する場合には金網張りを併用しなければならない（養生シート、ネット状養生シート共

通)。

(注) 2 ネット状養生シート J I S 1類は、同 J I S 2類に比べ目合いが荒い。

(注) 3 小幅ネットの延mは、各階外周と屋上外周の合計とする。この場合の周長は、外壁面より 1 m離れた位置の延べ長さとする。

表01-13 養生防護棚

名 称	単位	工 事 内 容	工事部分が地盤面よりの高さによる設置箇所
枠組本足場用 (直線部)	m	一般新築工事	10m以上1段以上 20m以上2段以上
枠組本足場用 (コーナー部)	か所	はつり除却、外壁の修繕工事	危険防止上必要な場合は 高さに関係なく設置

(注) 建設工事公衆災害防止対策要領(建築工事編)(平成5年1月12日建設省経建発第1号):第28防護棚参照

表01-14 災害防止平均存置日数

階数(階)	1	2	3	4	5	6	7	8
平均存置日数(日)	-	121	143	165	187	209	231	253

(注) 平屋建てについては、足場の平均存置日数の109日による。

## O 2 土工事

直近改定 令和5年7月

### 1 一般事項

#### (1) 適用について

この章は、建築物及びこれに準ずる築造物の土工事に適用し、敷地造成や山留め工事には適用しない。

山留め工事（山留め壁、切ばり、グランドアンカー、乗り入れ構台等）を計上する場合には、刊行物又は見積により金額を算出し、一式計上する。

小規模土工単価（B0）は、一箇所当たりの掘削土量が 100 m<sup>3</sup>程度までの小規模な土工及び小規模な構造物（排水構造物、ブロック積み及び小型擁壁等）の土工に適用する。

#### (2) 単価の適用

単価の適用は以下による

機械土工（根切り、埋戻し、盛土等） 市場単価

人力土工、建設発生土運搬 標準歩掛りによる単価（B0）

土工機械運搬 参考資料による単価（B0）

機械土工の単価を設定する場合には、使用する土工機械（バックホウ、クラムシェル等）を想定する必要はないが、建設発生土運搬単価と土工機械運搬単価は、使用する土工機械の容量・能力により分類されているため土工機械を想定する必要がある。

理由：機械土工単価は、14年度から市場単価に移行し、使用する土工機械（バックホウ、クラムシェル等）を想定する必要がなくなったが、建設発生土運搬及び土工機械運搬費の単価は、従来のまま、使用する土工機械の容量・能力により分類され、設定されているため。

### 2 土量について

設計書に計上する土量は次のように使い分ける。

- ・ 根切り、埋め戻し、盛土等……………地山土量
  - ・ 建設発生土運搬費……………地山土量
  - ・ 不用土処分費……………ほぐし土量（＝地山土量×1.25）
- なお、UCRで発生土を処分する場合は、地山土量で計上する。

### 3 埋戻し、客土、不用土処分に関する基本的な考え方

表 02-1 ケース別の土の扱い

ケース	対応
作業エリアが広い場合、または仮置き場が確保できる場合	根切り → (仮置) → 埋戻し及び盛土 → 不用土処分等
作業エリアが狭く、仮置き場が確保できない場合	根切り → 不用土処分 → 埋戻し及び盛土(客土)

※作業エリアが狭く、車両が寄付かない場合は場内小運搬費を考慮する。

### 4 根切り

#### (1) 根切り単価 (B0) の設定

根切りは、基礎構造等に応じて、つぼ・布掘り、または総掘りのいずれかの形式に区分する。

なお、土丹等堅固な地盤の場合には共通単価によらずに見積り等による。

#### (2) 総掘り工法の設定

総掘り工法は、設計時に次を基本に選定する。

表 02-2 総堀り工法の設定

区分	採用根拠
法付きオープソカット	根切り作業場所が広く、常水面が根切り底より深い場合
山留め付き総堀り	①根切り作業場所が狭い、又は、広くても常水面が根切り底より浅い場合、②隣地境界に近接している場合等
その他	設計にて選択し決定

#### (3) すきとり

すきとり単価 (B0) は積込共の単価になっているので積込費を重複計上しないように注意する。

### 5 床付け (B0)

根切りが機械施工の場合に計上する（人力土工の根切りには含まれる）。

直接基礎の時はもちろんのこと、杭基礎の場合であっても地中梁下、土間スラブ下等、必要な箇所には床付けを計上する。小規模土工においても同様に計上する。

### 6 杭間ざらい費 (B0)

根切りが機械施工の場合計上する（人力土工の根切りには含まれる）。

杭間ざらいは既製コンクリート杭に適用し、杭の本数当たりとする。ただし、杭径が 350φ未満または 600φを越える場合には、刊行物又は見積りにより単価を確定する。また、1本杭基礎の場合も適用する。

## 7 人力土工（根切り、埋戻し、積込み）(B0)

人力土工は、機械施工が不可能な場合及び扱う土量が 20 m<sup>3</sup>未満の場合に適用し、かつ適用する土質は土砂（レキ質土、砂、砂質土、粘性土）とする。

また、人力土工の根切りの単価には床付け・杭間ざらいが含まれている。

## 8 埋戻し (B0)

土の種別は下記の中から選び、特記に明記する。また、A種、D種の単価は材料費を含んでいるため、重複して計上しないよう注意する。

B種の場合で埋戻し土を作業場所周辺に堆積できない場合は、仮置きに関する費用（運搬（往復）、積込み等）を計上する。C種の単価は共通単価がないため、B種の単価を準用し、あわせて他現場での積込みや運搬費等工事区分を整理した上で必要な項目を計上する。

表 02-3 埋戻しの土の分類と単価の構成

分類	単価の構成
A種：山砂の類	材料費（砂）を含む
B種：根切り土の中の良質土	材料費（土）を含まない
C種：他現場の建設発生土の中の良質土	共通単価：なし
D種：再生コンクリート砂	材料費（砂）を含む

## 9 盛土 (B0)・敷きならし (B0)

### (1) 一般事項

盛土の種別は特記に明記する（C種の場合は埋戻しと同様共通単価なし）。

盛土には、標準仕様書による 300mm 程度ごとの転圧（水締め共）を含んでいる。

### (2) 建物周囲が広い場合の特例

建物周囲が広い場合の外部盛土については、盛土単価ではなく敷きならし単価を使用する。

## 10 水替費

水替（排水）は施工条件明示により物価資料の掲載価格又は専門工事業者からの見積価格等を参考に定める。

## 11 建設発生土運搬

(1) 内訳書への記載は一式計上とする。自動車専用道路を使用する場合も通行料金を含んだ形で一式計上とする。

(2) 建設発生土運搬費の算出は

①一般道だけを走行する場合、②最寄りの自動車専用道路を利用する場合

の2通りの金額を算出し安価な方を採用する。

なお、共通単価は、現場から処分地の往復分の歩掛かりとなっており、片道分の距離によって分類されている。

①一般道だけを走行する場合

建設発生土運搬費 = 建設発生土運搬単価 (B0) × 数量 (m<sup>3</sup>)

ア ダンプトラックの積載量及び積込方法の選び方

ダンプトラックの積載量は表 02-4 により、また積込方法は表 02-6 根切り等の土工別 想定土工機械一覧により選択した土工機械の容量・能力に応じた単価を選定する。

表 02-4 標準土積載量 (単位 : m<sup>3</sup>/台)

	規格	標準土砂積載量※
ダンプ トラック	10 t 積	5.2
	4 t 積	2.2
	2 t 積	1.1

※ 地山

イ D I D 区間の有無

D I D 区間有の単価を採用する。

ウ 運搬距離の測り方

運搬距離は工事現場から処分地までの実走行距離(累計)とする(二点間の直線距離等ではない)。具体的には、適切な地図(横浜国際港都建設計画街路網図 S=1:25,000 等)を使用し、キルビメーターを使って計測するか、電子地図ソフトを用いて計測する。

②自動車専用道路を利用する場合

建設発生土運搬費

= 建設発生土運搬単価 (B0) <sup>ア</sup> × 数量 (m<sup>3</sup>) + 通行料金(単価) × 延べ台数 × 2 <sup>イ</sup>

なお、自動車専用道路の扱いは、関係法令等の定義による。

ア 建設発生土運搬単価

(ア) ダンプトラックの積載量及び積込方法の選び方

ダンプトラックの積載量は表 02-4 により、また積込方法は表 02-6 根切り等の土工別 想定土工機械一覧により選択した土工機械の容量・能力に応じた単価を選定する。

(イ) DID 区間の有無

全区間を通じて(一般道も含めて)、DID 区間無の単価を採用する。

(ウ) 運搬距離の測り方

次の a、b、c の累計を距離とする。

a 工事現場から最寄りのインターチェンジまで

①ウに準じる。インターチェンジ部分は一般道として扱う。

b 自動車専用道路部分

①ウに準じる。

c 自動車専用道路を下りてから処分地まで

①ウに準じる。

イ 通行料金

自動車専用道路の通行料金は、1 台当たりの料金×延べ台数×2(往復分)として算出する。1 台当たりの料金は工事発注時の通行料金とする。複数の自動車専用道路を使う場合も、同様に算出する。

(注) 通行料金は、積載量に関わらず(満載でも半分しか積んでなくても) 1 台ずつ支払うので、必ず台数(端数切り上げ)を元に計算する。

(3) 片道運搬距離が 60 km を超える場合は、別途積上とする。

(4) 小規模工事の運搬費は、現場状況により 4 t 積み又は 2 t 積みとする。

## 12 不用土処分費 (B0)

(1) その他の建設廃材の処分も含め不用土処分については、「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」(環境創造局技術管理課所管 以下「要領」という) および建設発生土対策協議会の取り決め等による。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/gareki.html>

(注) 当該建築工事について不用となる土の処理を「不用土処理」とし、処分費を計上する。

## (2) 指定処分、確認処分

指定処分とは「不用土等を本市が指定する処分地へ処分する」ことで、確認処分とは「請負人が処分地を選定し、本市の確認を受け処分すること」である。

処分方法は、「処分要領」4(4)の規定により、同要領別表2の受入れ機関への指定処分を原則とする。

ただし、やむを得ず、確認処分とする場合は、「4t車（人力根切りの場合は2t車使用）、10km、DID区間有」として積算する。

## (3) 不用土指定処分地は次のとおりする（「処分要領」最新版を確認すること）。

### ア 本市臨海部へ搬出する場合

不用土は原則として、横浜市港湾局大黒ふ頭中継所または横浜市港湾局幸浦中継所のうち工事場所に近い方を指定処分地とする。不用土の発生量が地山400m<sup>3</sup>（ほぐし500m<sup>3</sup>）以上の場合は、共通仮設費に土砂検定費を積み上げる。

### イ 本市臨海部へ搬出できない場合

- ・広域利用へ搬出する場合（環境創造局との協議が必要）

環境創造局幸浦中継所

- ・首都圏利用へ搬出する場合（環境創造局との協議が必要）

株式会社建設資源広域利用センター（UCR）を受入れ機関として、同機関の指定する受入れ先（横浜鈴繁埠頭等）を指定処分地とする。

ただし、同機関の受入れには所定の地質分析を行い受入れ基準を満たしていることが条件となる。そのため、共通仮設費に土砂検定費を計上する。

表02-5 不用土処分地一覧表 （令和3年5月1日現在）

名 称	所 在 地
本市臨海部 港湾局大黒ふ頭中継所、幸浦中継所	鶴見区大黒ふ頭20番地 金沢区幸浦一丁目7番地
広域利用 環境創造局幸浦中継所	金沢区幸浦一丁目7番地
首都圏利用 株式会社建設資源広域利用センター 指定受入地	神奈川区鈴繁町 等 「UCR受入地利用案内」による
上記以外の設計図書による指定処分地	設計図書による

（注）不用土の発生量が地山400m<sup>3</sup>（ほぐし500m<sup>3</sup>）以上の場合は、共通仮設費に土砂検定費を積み上げる。（21共通仮設費のページを参照のこと）

## (4) 内訳書への計上は、運搬費同様一式計上とする。

### 13 土工機械運搬費

(1) 土工機械運搬費（土工機械を運搬する運搬車費用）は根切り、埋戻し、外部盛土等の作業内容に応じ、表 02-6 の想定機械ごとに必要な回数分の運搬費を計上する。内訳書への計上は一式とする。

なお、建物内部盛土は、埋戻しに使用した土工機械を継続使用して行うので、これに要する土工機械の運搬費を計上してはならない。

クラムシェル  $0.6\text{ m}^3$ を利用する場合には、分解組立費を計上する。

(2) 土工機械運搬費単価 (B0) は「運搬距離 30km 以内、往復」で作成されており、現場ごとの実際の運搬車走行距離に関わらず、共通単価を適用するものとする。

(3) 各種土工機械運搬費は、トラック 11t 積により単価が構成されている。

表 02-6 根切り等の土工別 想定土工機械一覧

土工区分		想定機械 ( $\text{m}^3$ )
つぼ掘り及び布掘り		バックホウ 0.8
法付き総掘り		バックホウ 1.4
山留め付き総掘り	自立山留め内	バックホウ 1.4
	山留め内・切梁	バックホウ 1.4
	切梁あり・クラムシェル $0.6\text{ m}^3$ 積込	バックホウ 0.45
	グランド・アンカ方式	バックホウ 1.4
	グランド・アンカ方式・クラムシェル $0.6\text{ m}^3$ 積込	バックホウ 0.8
小規模土工		バックホウ 0.28 又は 0.13

なお、バックホウの最大掘削深さは次表を参考とする。

表 02-7 掘削深度別のバックホウ機種

掘削機械	最大掘削深さ
バックホウ $1.4\text{ m}^3$	6 m
バックホウ $0.8\text{ m}^3$	5 m
バックホウ $0.45\text{ m}^3$	4 m
バックホウ $0.28\text{ m}^3$	3 m
バックホウ $0.13\text{ m}^3$	2 m

(4) 法付き総掘りの場合の想定機械について

バックホウ  $1.4\text{ m}^3$  使用を標準とし、現場状況等からその使用が困難と判断される場合には、別途考慮する。なお、根切り深さがバックホウ最大深さを超えた

場合でも、斜路により運搬機械が根切り作業面まで乗り入れ出来る場合はバックホウによる積み込みとする。

(5) 法付き以外の総堀りの場合の想定機械について

切ばり腹起方式及びグランドアンカー方式のいずれかの場合、一般的にはバックホウ最大掘削深さを越えた場合、クラムシェルにより積み込むものとする。

しかし、根切り面積が広く斜路により運搬機械が作業面まで乗り込める場合には、必要に応じて鉄板敷き等を計上した上で、バックホウのみによる積込みを採用することができる。バックホウ積込とクラムシェル積込の適用範囲は別図(図02-1、-2)の通りとする。

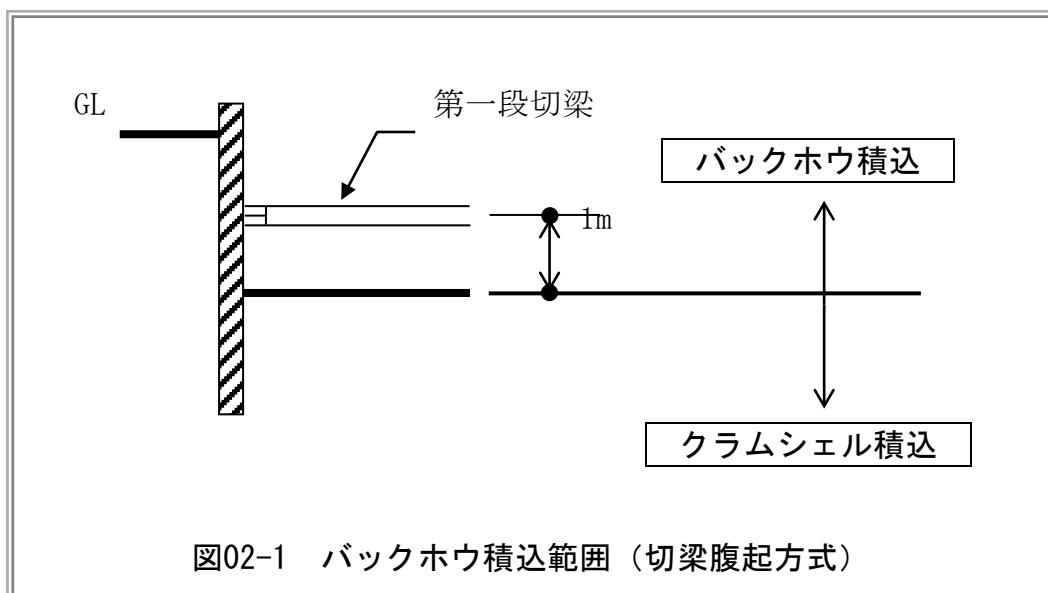


図02-1 バックホウ積込範囲（切梁腹起方式）

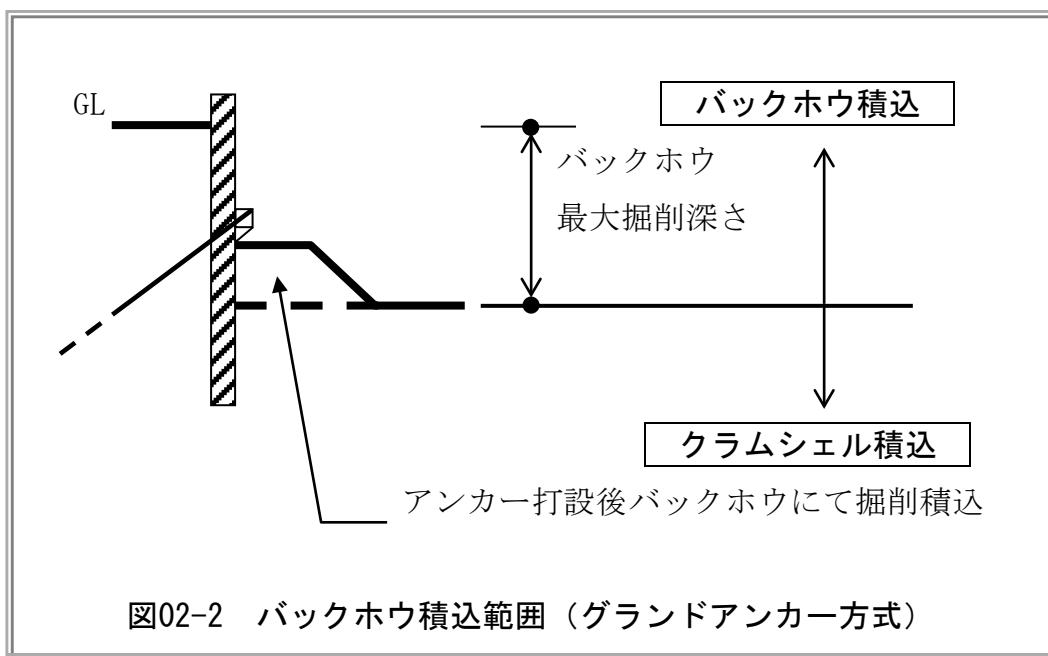


図02-2 バックホウ積込範囲（グランドアンカー方式）

(6) 軽油の価格について

土工事における掘削等のために使用する建設機械（ブルドーザー、トラクターショベル、パワーショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル等）の軽油価格は、軽油引取税を除いた価格を計上する。

## O 3 地業工事

直近改訂 令和4年5月

### 1 既製コンクリート杭

既製コンクリート杭の施工単価は、見積価格等比較検討して適正な単価を採用し、一式計上する（準備費、機械等の損料、組み立て解体、運搬及びセメント、ベントナイトなどの副資材を含む）。

### 2 場所打ちコンクリート杭

場所打ちコンクリート杭の施工単価は、見積価格等比較検討して適正な単価を採用し、一式計上する。

鉄筋材料単価、鉄筋屑等のスクラップ数量は、06 鉄筋工事、鋼材材料単価、鋼材屑等のスクラップ数量は、07 鉄骨工事による。

なお、コンクリートは地中に打ち込まれるため、養生温度による強度補正是行わないが、構造体強度補正值（S）は、特記がない場合は  $3 \text{ N/mm}^2$  とし、一式計上する。場所打ち鋼管コンクリート杭工法及び拡底杭工法で（一財）日本建築センター等の評定取得時に、（S）を  $0 \text{ N/mm}^2$  で評定を取得している工法はその条件の値でよい。

### 3 割り石地業、砂及び砂利地業

これらの地業を行う場合、砂利地業(B0)の「再生切込碎石」の選択を標準とし、土質等からやむを得ない場合のみ割り石地業(B0)を使用する。

### 4 地盤の載荷試験

平板載荷試験を行う場合、別紙明細として一式計上する。

## ○ 4-1 コンクリート工事 (新営工事)

直近改訂 令和5年7月

### 1 一般事項

(1) コンクリート打設手間（新営工事）は、スランプ15cm～18cmを標準とする。また、ポンプ圧送は、普通コンクリートで、スランプが15cm～18cmを標準とし、圧送高は30m以下とする。また、外構関係工事及び改修工事でのコンクリート工事については、「04-2 コンクリート工事（外構工事・改修工事）」による単価を適用する。

#### (2) 数量拾いの段階における打設時期の設定

打設単価を算定するための調合管理強度（ $F_m$ ）は、設計段階で工事工程を想定し、施工方法や養生期間等を考慮した打設計画の中で、コンクリート種別、打設区分、打設部位、打設方法をそれぞれ設定し、打設ごとに打設時期を想定して構造体強度補正值（S）を加味して求める。

(3) 使用するコンクリートは、JIS A 5308に適合するレディミクストコンクリートとする。類別はI類を原則とし、特記による。また、種類は普通コンクリートを標準とする。セメントは、土間コンクリート、捨てコンクリート、場所打ちコンクリート、外構工事、その他で早期強度を必要としない部分（防水押さえ）には、高炉セメントを使用する。

(4) コンクリート打設単価は、部位別（躯体、基礎部、土間、S造スラブ、捨てコンクリート、防水保護コンクリート、工作物）に区分し、更に呼び強度、スランプ別に算出し、それぞれ個別に設計書に計上する。

(5) コンクリートの荷卸し地点における所要スランプの値は、基礎・基礎梁については15cm又は18cmを、柱・梁・スラブ・壁については18cmを、それぞれ原則として適用する。

(6) 打設単価はコンクリートの発注強度( $F_h$ )を基にして設定する。呼び強度は、以下の調合管理強度( $F_m$ )以上とする。

調合管理強度( $F_m$ )とは、設計基準強度( $F_c$ )に、構造体強度補正值（S）を加えた強度値である。構造体強度補正值（S）は、表04-1により、セメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定められる。なお、横浜市における調合管理強度（ $F_m$ ）は、「横浜市建築工事特則仕様書」による。

これを数式で表すと次の通りになる。

$$F_m \text{ (N/mm}^2\text{)} = F_c + S$$

表04-1 構造体強度補正值 (S) の標準値

セメントの種類	コンクリート打込みから材齢28日までの 予想平均気温 $\theta$ の範囲 (°C)	
普通ポルトランドセメント		
高炉セメントA種	$0 \leq \theta < 8$	$8 \leq \theta$
シリカセメントA種		
フライアッシュセメントA種		
早強ポルトランドセメント	$0 \leq \theta < 5$	$8 \leq \theta$
中庸熱ポルトランドセメント	$0 \leq \theta < 11$	$11 \leq \theta$
低熱ポルトランドセメント	$0 \leq \theta < 14$	$14 \leq \theta$
高炉セメントB種	$0 \leq \theta < 13$	$13 \leq \theta$
フライアッシュセメントB種	$0 \leq \theta < 9$	$9 \leq \theta$
普通エコセメント	$0 \leq \theta < 6$	$6 \leq \theta$
構造体強度補正值 (S) (N/mm <sup>2</sup> )	6	3

[注]暑中コンクリート（日平均気温の平年値が25°Cを超える期間にコンクリートを打ち込む場合）における構造体強度補正值(S)は、6 (N/mm<sup>2</sup>)を原則とする。

(7) 無筋コンクリートは、原則として設計基準強度18N/mm<sup>2</sup>、スランプ15cmまたは18cmを適用する。

(8) コンクリート打設方法は、ブーム式ポンプ車使用を原則とするが、配管式ポンプ車使用が必要となる場合は、別途、コンクリート配管受台（コンクリート足場）を計上する。

## 2 設計書に計上する数量について

(1) コンクリート工事の細目諸数量は、全て設計数量とする。

(2) 鉄骨鉄筋コンクリート造の鉄骨体積は、鉄骨の設計数量に対し、7.85t/m<sup>3</sup>換算した数量をコンクリート数量から差引く。

## 3 コンクリート打設単価について（単価の解説）

(1) コンクリートの打設単価は、以下の4つの要因によって決定されるものとなっている。

- ① 呼び強度
- ② スランプ

- ③ 打設方法（ポンプ打設、人力打設）
- ④ 打設部位（躯体、基礎部、土間、S造スラブ、捨てコンクリート、防水保護コンクリート、小型構造物）

(2) コンクリートの打設単価は、代価表により以下のA、B、Cから材工複合単価を作成し、D、Eについては、まとめて一式計上する。

- A : コンクリート材料費 [材料費のみ] (B1)
- B : コンクリート打設手間 [施工費のみ] (B0)
- C : 生コンクリート補正単価 [材料費のみ] (B1)
- D : コンクリートポンプ圧送費 [労務費、機械経費] (B0)
- E : コンクリートポンプ圧送 基本料金 [基本料金のみ] (B0)

(3) A : コンクリート材料費には、小型車割増、高炉セメント補正等の補正がある場合は、C:生コンクリート補正単価として計上する。

(4) B : コンクリート打設手間 (B0) は、打設部位、打設方法及び打設量で決定する。

(5) D : コンクリートポンプ圧送費はコンクリートポンプ圧送料金 (B0) 及びコンクリートポンプ圧送基本料金 (B0) より構成される。また、その内容は次のように設定されている。

- ① コンクリートポンプ圧送は、ブーム式又は配管式のどちらにも対応している。
- ② コンクリートポンプ圧送には、圧送（組立・配管・圧送手間）・発生材処理等と、機械損料・機械運搬費及び専門工事業者の諸経費を含む。
- ③ コンクリートポンプ圧送には、基本料金が含まれていないため、コンクリートポンプ圧送基本料金を加算しコンクリートポンプ圧送費として一式計上する。

#### 4 設計書に計上するコンクリート打設単価について

##### (1) 打設部位による打設手間の補正

打設部位による打設手間の補正は、単価表の打設手間単価を、打設部位別に選定して使用することにより、自動的に行われる。

打設部位は①躯体、②基礎部、③土間、④S造スラブ、⑤捨てコンクリート、⑥防水保護コンクリート、⑦小型構造物の7種類とし、その運用は下記によるものとする。

###### ① 躯体

柱、梁（基礎梁は含まない）、壁、床等の躯体の他、以下の②～⑦以外を躯体として取り扱う。

###### ② 基礎部

基礎梁、フーチング及び耐圧盤に適用する。

###### ③ 土間

外部犬走り等について適用する。ただし、1階土間コンクリートスラブには

適用しない。

- ④ S造スラブ  
鉄骨造で、スラブ面のみコンクリート構造としたものに適用する。
  - ⑤ 捨てコンクリート  
捨てコンクリートに適用する。
  - ⑥ 防水保護コンクリート  
防水押さえコンクリートに適用する。
  - ⑦ 小型構造物  
人力打設で打設可能な工作物に適用する。
- (2) コンクリートポンプ圧送による1回当たり打設量の算出
- ① コンクリートポンプ圧送による1回当たり打設量の算出は、想定工事工程の中で打設計画などの適正な方法によって、それぞれの現場で打設毎に求める。
  - ② 1回当たり打設量については、ポンプ車の台数に関係なく、打設計画に応じて1回で打設する数量を算出する。
- (3) コンクリート打設材工複合単価の算出、選定
- (1)及び(2)により求められたポンプ圧送による1回当たりの打設量に対応してコンクリート打設手間を選定し、それらに材料費を加算して $m^3$ 当たりのコンクリート打設材工複合単価を確定する。
- (4) コンクリートポンプ圧送費の算出、選定
- 打設単価と同様に求められた、ポンプ圧送による1回当たりの打設量に対応してコンクリートポンプ圧送(B0)単価を選定し、コンクリートポンプ圧送基本料金(B0)を加算する。
- 1回当たりのポンプ圧送費
- = (1回当たりの打設量×コンクリートポンプ圧送料金)  
+コンクリートポンプ圧送基本料金
- 以上を算出し、設計書には、その合計をコンクリートポンプ圧送費として一式計上する。
- (5) 生コンクリート打設単価の補正(B1)
- ① 大型工事による低減(同一強度で $2000m^3$ 以上)  
大型工事による低減は当面は行わない。
  - ② 高炉セメントによる低減  
同一強度の普通セメント使用のコンクリート価格から減算する。
  - ③ 小型車使用による割増  
4トン車以下のコンクリートミキサー車しか現場に搬入できない場合に適用する。

(注) 単価の補正については、代価表により複合単価に加算して補正する。

## 5 コンクリート打設単価の設定例

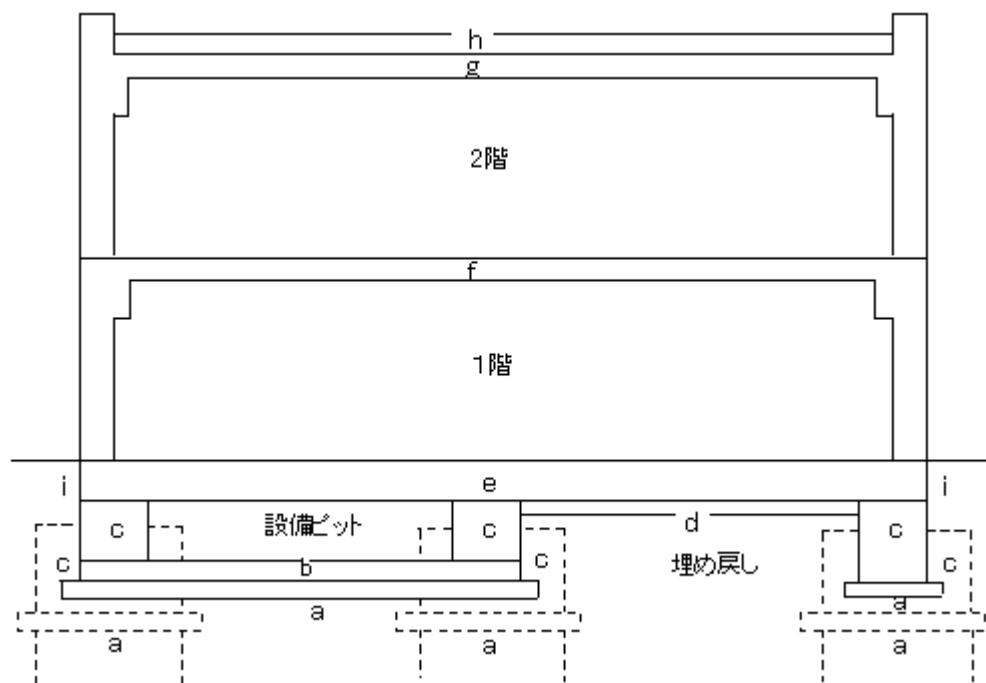
- ・建築概要：RC造、地上2階建、延べ面積2,000m<sup>2</sup>、建物高さ8.4m
- ・部位ごとの打設計画：図04-1、表04-2のとおり
- ・コンクリート打設条件：敷地の制約なし、小型車使用による割増なし

表04-2 部位ごとの打設計画

打設部位	想定打設時期 (月日)	コンクリート種別	設計基準 強度Fc (N/mm <sup>2</sup> )	スランプ (cm)	コンクリート数量 (m <sup>3</sup> )
a 梱てコンクリート(基礎梁下、ピット下等)	11月12日	普通 (高炉B)	(18)	18	10.2
b 地下ピット床版	12月2日	普通	21	18	51.2
c 基礎梁・フーチング	12月17日	普通	21	18	248
d 梱てコンクリート(1階土間スラブ下)	1月8日	普通 (高炉B)	(18)	18	12.4
e 1階床	1月15日	普通	21	18	152
f 1階立上り	2月22日	普通	21	18	320
g 2階立上り	3月25日	普通	21	18	311
h 防水押さえ	5月23日	普通 (高炉B)	18	18	8.8
i 犬走り	6月30日	普通 (高炉B)	18	18	15.2

注 Fc欄の括弧内は呼び強度を表す。

図04-1 部位ごとの打設計画



① コンクリート材料費の算出

打設部位	想定打設時期 (月 日)	コンクリート種別	設計基準強度 $F_c$ ( $N/mm^2$ )	構造体強度補正值 $S$ ( $N/mm^2$ )	呼び強度 ( $N/mm^2$ )	スラシープ(cm)
a 捨てコンクリート(基礎梁下、ピット下等)	11月12日	普通 (高炉B)	—	—	18	18
b 地下ピット床版	12月 2日	普通	21	3	24	18
c 基礎梁・フーチング	12月17日	普通	21	6	27	18
d 捨てコンクリート(1階土間スラブ下)	1月 8日	普通 (高炉B)	—	—	18	18
e 1階床	1月15日	普通	21	6	27	18
f 1階立上り	2月22日	普通	21	6	27	18
g 2階立上り	3月25日	普通	21	3	24	18
h 防水押さえ	5月23日	普通 (高炉B)	18	—	18	18
i 犬走り	6月30日	普通 (高炉B)	18	—	18	18

② 打設方法の決定

敷地の制約等、打設に影響する特殊条件がないため、いずれも「ブーム式」によるポンプ打設とする。

③ 打設部位による打ち手間の使い分け

打設部位	単価表による打ち手間の区分
a 捨てコンクリート(基礎梁下、ピット下等)	捨てコンクリート
b 地下ピット床版(耐圧盤)	基礎部
c 基礎梁・フーチング	基礎部
d 捨てコンクリート(1階土間スラブ下)	捨てコンクリート
e 1階床	躯体
f 1階立上り	躯体
g 2階立上り	躯体
h 防水押さえ	防水保護コンクリート
i 犬走り	土間

④ 内訳書記載例

内訳明細書

細 目	摘 要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
普通コンクリート (高炉セメントB)	呼び強度18 ブーム スランプ° 18 捨てコンクリート(ヒット下、基礎梁下等)	10.2	m <sup>3</sup>	0000	000000	代価表
普通コンクリート (高炉セメントB)	呼び強度18 ブーム スランプ° 18 捨てコンクリート(1階土間スラブ下)	12.4	m <sup>3</sup>	0000	000000	代価表
普通コンクリート	呼び強度24 地中ヒット床版 ブーム スランプ° 18	51.2	m <sup>3</sup>	0000	000000	代価表
普通コンクリート	呼び強度27 基礎梁・フーチング ブーム スランプ° 18	248	m <sup>3</sup>	0000	000000	代価表
普通コンクリート	呼び強度27 1階床 ブーム スランプ° 18	152	m <sup>3</sup>	0000	000000	代価表
普通コンクリート	呼び強度27 1階立上り ブーム スランプ° 18	320	m <sup>3</sup>	0000	000000	代価表
普通コンクリート	呼び強度24 2階立上り ブーム スランプ° 18	311	m <sup>3</sup>	0000	000000	代価表
普通コンクリート (高炉セメントB)	呼び強度18 走り ブーム スランプ° 18	15.2	m <sup>3</sup>	0000	000000	代価表
普通コンクリート (高炉セメントB)	呼び強度18 防水押え ブーム スランプ° 18	8.8	m <sup>3</sup>	0000	000000	代価表
コンクリートポンプ 圧送費		1	式		000000	代価表

## O 4-2 コンクリート工事 (外構工事・改修工事)

直近改定 令和5年7月

### 1 一般事項

- (1) コンクリート(外構工事・改修工事) [以後「外構」と言う]における単価は、外構関係工事及び改修工事によるコンクリート工事に適用する。
- (2) 「外構」の打設単価は、打設手間及びポンプ圧送に係わる単価と単価構成が、コンクリート(新営工事) [以後「新営」と言う]と異なるため、別に打設計画を設定する。
- (3) コンクリートの材料単価は「外構」、「新営」とも同じ単価を使用するので、呼び強度の設定等、材料における事項は「新営」に準ずるものとする。
- (4) コンクリート打設単価は、種類別(普通コンクリート、軽量コンクリート)及び部位別(一般、耐圧版・スラブ、土間コンクリート、捨てコンクリート、防水保護コンクリート)に区分し、更に発注強度、スランプ別に算出し、それぞれ個別に設計書に計上する。
- (5) コンクリートの所要スランプの値は15cm又は18cmとし、耐震改修工事は原則として18cmを適用する。
- (6) コンクリート打設方法は、ブーム式ポンプ車使用を原則とするが、配管式ポンプ車使用が必要となる場合は、別途、コンクリート配管受台(コンクリート足場)を計上する。
- (7) 「設計書に計上する数量について」及び「コンクリート打設単価の補正について」は「新営」と同様に適用する。
- (8) 外構工事その他で早期強度を必要としない部分には、高炉セメントを使用する。

### 2 コンクリート打設単価について(単価と単価表の解説)

- (1) コンクリートの打設単価は、以下の6つの要因によって決定されるものとなっている。
  - ① 種別(普通コンクリート、軽量コンクリート)
  - ② 呼び強度
  - ③ 打設方法(配管式、ブーム式、人力打設)
  - ④ スランプ
  - ⑤ ポンプ車1台1回当たり打設量
  - ⑥ 打設部位(一般、耐圧版・スラブ、土間コンクリート、捨てコンクリート、防水保護コンクリート)

(2) コンクリートの打設単価は、コンクリート単価算定シートにより以下のA、B、C、Dから材工複合単価を作成し、Eについては、まとめて一式計上する。

A : コンクリート材料費	[材料費のみ] (B1)
B : コンクリート打設手間	[労務費のみ] (B0)
C : コンクリートポンプ車運転	[労務費、消耗品費] (B0)
D : 生コンクリート補正単価	[材料費のみ] (B-)
E : コンクリートポンプ車組立て	[コンクリートポンプ車回送費等] [労務費、消耗品費及び損料] (B0)

### 3 設計書に計上するコンクリート打設単価について

#### (1) 打設方法の設定

打設方法はブーム式ポンプ車による打設を原則とするが、敷地条件等によりブーム式による打設が不可能な場合、配管式ポンプ車を選択できる。

#### (2) 打設部位による打設手間の補正

打設部位による打設手間の補正是、単価表の打設手間単価を、打設部位別に選定して使用することにより、自動的に行われる。

打設部位は①一般、②耐圧版・スラブ、③土間コンクリート、④捨てコンクリート、⑤防水保護コンクリートの5種類とし、その運用は下記によるものとする。

##### ① 一般

柱、梁、壁、床等の躯体の他、以下の②～⑤以外を一般として取り扱う。

##### ② 耐圧版・スラブ

ベタ基礎、地下室等の耐圧版に適用する。また、スラブについては、鉄骨造でデッキプレート等の上部をコンクリートスラブとした場合に適用する。

##### ③ 土間コンクリート

外部犬走り等に適用する。ただし、1階土間コンクリートスラブには適用しない。

##### ④ 捶てコンクリート

捨てコンクリート等に適用する。

##### ⑤ 防水保護コンクリート

防水押さえコンクリートに適用する。

#### (3) ポンプ車1台1回当たり打設量

ポンプ車1台1回当たり打設量は、想定工事工程の中で打設計画などの適正な方法によって、それぞれの現場で打設毎に求める。

#### (4) コンクリート打設単価の算出、選定

(1)、(2)、(3)及び(4)により求められたポンプ車1台1回当たりの打設量に対

応して打設手間、コンクリートポンプ運転費単価を選定し、それらに材料費を加算して、 $m^3$ 当たりのコンクリート打設材工複合単価を確定する。

(5) ポンプ車による打設以外のコンクリート打設 (B0)

1回当たりの打設量が少量の土間コンクリート、捨てコンクリート、防水保護コンクリート及び小型構造物に適用する。

人力打設及びシート打設とし、下記の場合等に適用する。

- ① 独立基礎、布基礎の捨てコンクリート等の場合
- ② 土間、防水押さえ等で断続的な打設の場合
- ③ 小型排水ます等で断続的な打設の場合

(注) 人力打設及びシート打設は労務費のみの単価であり、共に材料費は含まれない。

(6) その他

- ① コンクリート打設手間には、打込み準備費を含む。
- ② 先送りモルタル及び予備コンクリートポンプ車は、コンクリートポンプ車組立て及びコンクリートポンプ車運転に含まれている。
- ③ 内訳書への記載については、コンクリート単価算定シートより算出した複合単価を各打設別に計上し、コンクリートポンプ組立てはコンクリート打設準備費として、まとめて一式計上する。

## 〇5 型枠工事

直近改訂 令和5年7月

### 1 一般事項

- (1) 型枠(B0・B1)単価には、運搬費が含まれていないので、型枠運搬費(B0)を別途計上する。
- (2) 床型枠用鋼製デッキプレート(フラットデッキ)等を使用する場合は、別途積算する。
- (3) 内部躯体足場(鉄筋・型枠足場、躯体支保工等)は、専用仮設としてではなく直接仮設工事において計上する。
- (4) 小型構造物の型枠は、工作物の基礎等で1ヶ所あたり1m<sup>3</sup>程度のコンクリート量で点在する構造物、及び高さ1m程度の擁壁、囲障の基礎等に適用する。
- (5) 連続する擁壁等を施工する場合は壁式構造(基礎部または地上軸組部)を適用する。

### 2 型枠(B0・B1)

- (1) 型枠目地棒(B0)は、別途計上する。
- (2) 円筒(紙製)型枠は見積りまたは刊行物により単価を設定する。
- (3) PC(プレキャスト鉄筋コンクリート)工法で床壁を施工した場合の地上軸部型枠については、専門工事業者の見積を参考に定める。
- (4) 打放し型枠については下記の事項を注意する。
  - ① 打放し型枠の種別は表05-1による。
  - ② 打放し型枠の単価は標準的な面木を含んでいるが、大面木とする場合には別途計上する。

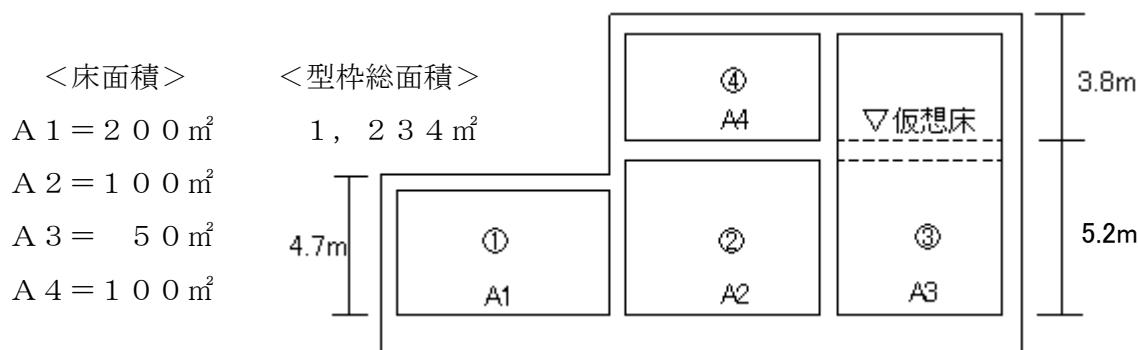
表05-1 打放し仕上げの種別(「標仕」表6.2.4)

種別	表面の仕上り程度	せき板の程度	備 考
A種	目違い、不陸等の極めて少ない良好な面とする。	「合板の日本農林規格」第5条「コンクリート型枠用合板の規格」による表面加工品のせき板でほとんど損傷のないものとする。	
B種	目違い、不陸等の少ない良好な面とし、グラインダー掛けなどにより平滑に調整されたものとする。	「合板の日本農林規格」第5条「コンクリート型枠用合板の規格」によるB-Cのせき板でほとんど損傷のないものとする。	
C種	打放しのままで、目違い払いを行ったものとする。	「合板の日本農林規格」第5条「コンクリート型枠用合板の規格」によるB-Cのせき板で使用上差支えのない程度のものとする。	

(5) コンクリート打設高さ（吹き抜け等がある場合で途中に打ち継ぎが生じる時は、その打ち継ぎ位置〔仮想床〕までの高さをいう）が4.5mを超える部分は、作業性及び型枠のサポート等が異なるため、階高補正として補正額を加算する。補正単価（B1）は、コンクリート打設高さが4.5mを超え5m以下の場合と5mを超える場合にわけられている。なお、補正金額は型枠単価に補正単価を加算するのではなく、補正額のみを別紙明細にてまとめ一式計上する。

各部分のコンクリート打設高さがそれぞれ異なる場合は、以下の例に示す方法により所定の計算を行い補正金額を算出する。（図05-1、表05-2、表05-3参照）

図05-1 階高が異なる場合の型枠補正の例



コンクリート打設高さが異なる部分ごとの床面積（ $A\text{ m}^2$ ）と打設高さ（ $B\text{ m}$ ）、施設全体の型枠総面積（ $\Sigma E\text{ m}^2$ ）を求め、学校施設の場合は表05-3、その他の施設の場合は表05-2の方法により補正が必要となる部分の型枠面積（ $E\text{ m}^2$ ）を仮想計算し、階高補正額を算定する。

表05-2 住宅及び庁舎施設の算定例〈空 $\text{m}^3$ 按分〉

階	部分名 (室名)	床面積 $A(\text{m}^2)$	打設高 $B(\text{m})$	空 $\text{m}^3$	重率(空 $\text{m}^3$ ) $C(\text{m}^3)$	型枠面積 $E(\text{m}^2)$	階高補正(円) (4.5mを超える 5m以下) $E \times B1-000000$	階高補正(円) (5mを超える) $E \times B1-000000$
				$[A \times B]$				
1	①	200	4.7	940	41.0	506	506 × B1-000000	
	②	100	5.2	520	22.7	280		280 × B1-000000
	③ (仮想床下)	50	5.2	260	11.4	141		141 × B1-000000
2	③' (仮想床上)	50	3.8	190	8.3	102	補正無し	補正無し
	④	100	3.8	380	16.6	205	補正無し	補正無し
合計 (Σ)		500		2,290	100.0	1,234	X	Y

階高補正合計額	X + Y (円)
---------	-----------

→ 一式計上

〈①部分の型枠面積の計算例〉

空m<sup>3</sup> (C) : 200m<sup>2</sup> × 4.7m = 940m<sup>3</sup> 重率 (D) : 940m<sup>3</sup> ÷ 2,290m<sup>3</sup> = 0.41 → 41.0%

型枠面積 (E) : 1,234m<sup>2</sup> × 0.41 = 505.94 → 506m<sup>2</sup>

表05-3 学校施設の算定例〈床面積按分〉

階	部分名 (室名)	床面積 A (m <sup>2</sup> )	打設高 B (m)	重率(床面積) D (%) [A / Σ A]		型枠面積 E (m <sup>2</sup> ) [Σ E × D]	階高補正(円) (4.5mを超える 5m以下) E × B1-000000	階高補正(円) (5mを超える) E × B1-000000
1	①	200	4.7	40.0	494	494 × B1-000000	247 × B1-000000	123 × B1-000000
	②	100	5.2					
	③ (仮想床下)	50	5.2					
2	③' (仮想床上)	50	3.8	10.0	123	補正無し	補正無し	補正無し
	④	100	3.8					
合計 (Σ)		500		100.0	1,234	X		Y

階高補正合計額	X + Y (円)
---------	-----------

→ 一式計上

〈①部分の型枠面積の計算例〉

重率 (D) : 200m<sup>2</sup> ÷ 500m<sup>2</sup> = 0.40 → 40.0%

型枠面積 (E) : 1,234m<sup>2</sup> × 0.40 = 493.6 → 494m<sup>2</sup>

### 3 打放し面補修(B0)

打放し面補修A、B及びC種は、それぞれ使用する型枠の仕上げA、B及びC種(表05-1)に対応している。

なお、単価表の摘要欄は表05-4のとおりである。

表05-4 打放し面補修の単価表摘要欄

摘要
A 種 コーン処理 目違いばらい無
B 種 コーン処理 部分目違いばらい
B 種 コーン処理無 部分目違いばらい
C 種 コーン処理無 全面目違いばらい

## ○ 6 鉄筋工事

直近改定 令和5年7月

### 1 一般事項

- (1) 鉄筋・型枠足場及び足場の運搬費は、専用仮設としてではなく直接仮設工事において計上する。
- (2) 小型構造物の鉄筋加工・組立は、工作物の基礎等で1ヶ所当たり $1\text{ m}^3$ 程度のコンクリート量で点在する構造物、若しくは、高さ1m程度の擁壁、囲障の基礎等に適用する。また、現場加工を標準とする。

### 2 設計書に計上する数量について

- (1) 鉄筋材の数量は所要数量(設計数量に対し標準割増率4%を乗じた値を増した数量)とする。ただし、スパイラルフープに限り設計数量とする。
- (2) その他、鉄筋加工組立(B0・B1)は設計数量とし、圧接はサイズごとに計上する
- (3) 標準割増率4%は、鉄筋の継手位置が6~7mの建物等の場合を想定しているため、連続地中壁等でこれより長い鉄筋の継手位置が特記してある場合には、割増率を考慮する必要がある。(例:鉄筋の継手位置が10m程度の場合、所要数量を求めるための割増率を3%程度とする。)
- (4) 鉄筋加工組立(B0)は「RCラーメン構造」、「RC壁式構造」または「SRCラーメン構造」から、建物の主たる構造により決定し計上する。なお、スパイラルフープ、S造の床及び梁貫通補強については別途それぞれ計上する。
- (5) 耐震補強工事での鉄筋加工組立については、鉄筋加工組立「耐震改修用」(B0)を使用する。
- (6) スクラップ数量は次により算出し、スクラップ控除は一式で計上する。ただし、所要数量が30t未満の場合は計上しない。なお、スクラップ控除に用いる単価(B1)は、「H2程度」区分のものを適用する。

$$\text{スクラップ量} = (\text{所要数量} - \text{設計数量}) \times 0.7$$

- (7) 鉄筋の継手位置は基準で別に定める場合は除き、計測・計算した鉄筋の長さについて、径13mm以下の鉄筋は6mごとに、径16mm以上の鉄筋は7mごとに継手があるものとする。(公共建築数量積算基準 第3章 第2節 鉄骨の計測・計算を参照する)

### 3 設計書で使用する複合単価について

- (1) 普通鉄筋(B1)及び異形鉄筋の単価(B1)は、材料費のみの単価である。
- (2) スパイラルフープの材料費は、積算時の刊行物による。また、RC造にスパイラ

ループを採用する場合の鉄筋の取付費は、「スパイラル筋取付」(B0) を用いる。

- (3) 鉄筋加工組立単価(B0・B1)には、スペーサー及び結束線が含まれている。
- (4) 鉄筋ガス圧接の単価(B0)は、材工共（ガス等消耗品）の単価である。
- (5) 鉄筋加工組立(B0・B1)には運搬費は含まれていないため、鉄筋運搬費(B0)を別途計上する。
- (6) 圧接試験費は率計上の共通仮設費で「その他」の項目に含まれている。

## O 7 鉄骨工事

直近改定 令和5年7月

### 1 一般事項

#### (1) 数量について

##### ① 設計数量

図面より拾った数量のこと。建て方・現場加工・単価算定・鉄骨加工組立・工場塗装・機械器具・高力ボルト締付け等の数量に用いる。ただし、これには高力ボルト・普通ボルト・アンカーボルト・ターンバッклの重量は含めない。

##### ② 所要数量

鋼材は、規格、形状、及び寸法ごとに分けた所要数量(t)で計上する。所要数量は「公共建築数量積算基準」により、設計数量に対する割増率を乗じた値を割増して算出する。下記数値はその割増率である。

※割増率	形鋼・鋼管・平鋼	5%
	広幅平鋼及び鋼板(切板)	3%
	ボルト類	4%

##### ③ スクラップ控除(B1)

スクラップ控除は、所要数量から設計数量を差し引いた数量の70%とする。なお、スクラップ控除に用いる単価(B1)は、「H2程度」区分のものを適用する。

##### ④ 軽微な鉄骨工事は、金属工事等で計上することができる。具体的には、鉄骨加工工場で見積りを取る場合(設備架台、既製鉄骨階段等)は別工種で計上する。

##### ⑤ 一式計上する項目について

スクラップ控除・柱底均しモルタルは、それぞれ一式で計上する。

##### ⑥ 鉄骨足場(B0)、金網張り(水平張り)(B0)、安全ネット水平張り(B0)

鉄骨足場は単管つり足場を想定している。数量は鉄骨造部分の延べ面積とし、内訳書には一式計上とする。なお、鉄骨足場を使用する場合は、金網張り(水平張り)または安全ネット水平張りを必ず計上する。(金網張り(水平張り)及び安全ネット水平張りの単位m<sup>2</sup>は、延べm<sup>2</sup>と読み替える。)

鉄骨足場、金網張り(水平張り)及び安全ネット水平張りの仮設材については、別途運

搬費(B0)を一式計上する。鉄骨足場の仮設材運搬は、節数に応じた単価を使用し、それぞれ延べm<sup>2</sup>で計上する。

## (2) 単価設定

### ① 積算基準の適用範囲

鉄骨建て方、トルシア形高力ボルト締め付け、現場溶接及びアンカーボルト埋込みについて、標準単価（標準歩掛り）から削除され、積算研究会参考歩掛りへ移行しているため、専門工事業者の見積価格などを参考にして決定する。

積算研究会参考歩掛りを適用する場合は、下記の補正に留意する。

鉄骨建て方は、鋼材総使用量が250～500t程度、1m<sup>2</sup>あたりの鋼材使用量が90kg～110kgの低層(平屋建)及び中層(6階建程度)の建物を標準とし、使用量により補正する。

大規模な建物や特殊な建物においては、専門工事業者の見積等を参考にする。

1m<sup>2</sup>あたりの鋼材使用量による増減率

1m <sup>2</sup> 当たり 鋼材使用量 (kg)	50 未満	50 以上	55 未満	55 以上	60 未満	60 以上	65 未満	65 以上	70 未満	70 以上	80 未満	80 以上	90 未満	90 以上	110 未満	110 以上	130 未満	130 以上	150 未満	150 以上	190 未満	190 以上
補正率	1.3	1.26	1.22	1.18	1.14	1.1	1.05	1	0.95	0.89	0.84	0.77										

鋼材総使用量による増減

鋼材 総使用量(t)	10 未満	10 以上	15 未満	15 以上	20 未満	20 以上	30 未満	30 以上	50 未満	50 以上	80 未満	80 以上	150 未満	150 以上	250 未満	250 以上	500 未満	500 以上	1000 未満	1000 以上
補正率	1.34	1.3	1.26	1.22	1.18	1.14	1.14	1.1	1.05	1	0.95	0.89	0.84	0.77						

② 鋼材費のエキストラの採用基準は、「建設物価」等の刊行物に準じるものとする。

③ 鉄骨材料(B1)は資材費のみの単価である。

## 2 工場加工組立て

- (1) 鉄骨工場加工組立費は専門工事業者の見積価格などを参考にして決定する。
- (2) 鉄骨工場加工組み立ては、鋼材の設計数量(t)で計上し、ボルト類の数量は含まないものとする。
- (3) 副資材費及び溶接材料・溶接費は、鉄骨工場加工組み立てに含む。
- (4) 溶接部の超音波探傷試験

溶接部の超音波探傷試験費は、第3者機関に委託し、見積りにより積上げ一式計上する。

### 3 鉄骨建て方(B0)

- (1) 鉄骨建て方費は見積価格などを参考にして決定する。
- (2) 建て方費には、現場における取卸し・仮締め及びひずみ直しが含まれている。
- (3) 建て方機械運転費(B1)は見積と比較検討し適正な価格を採用する。

### 4 高力ボルトの締付け(B0)

日本工業規格JIS形高力ボルトの締付け単価には、締付け検査費が含まれている。

上記1(2)①を参照のこと。

### 5 現場溶接(B0)

現場溶接は、半自動溶接のすみ肉溶接脚長6mm(換算)を標準とする。

なお、半自動アーク溶接機は、底角電流500Aを標準とし、機械損料1.5とする。

上記1(2)①を参照のこと。

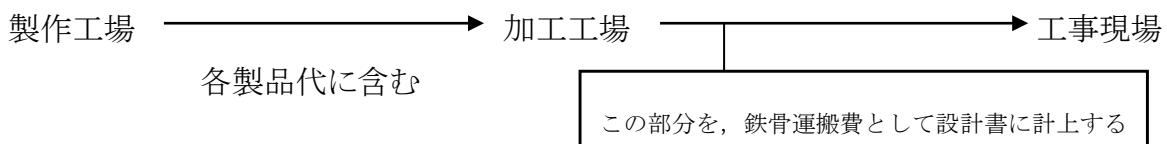
### 6 アンカーボルト取付け(B0)

取付け手間には「標仕」の補強は含まれていないので、フレーム材を用いる場合には別途単価を定めるものとする。

### 7 鉄骨運搬費(B0)

- (1) 鉄骨加工工場より工事現場までの距離は、市内一律10kmと想定するが、実状と合わない場合は別途考慮する。

- (2) 鉄骨運搬費の計上区分



### 8 鉄骨錆止め塗装(B0)

鉄骨材料 t 当たりの塗装面積を算出の上、この値と工場塗装単価摘要欄とを比較し直近単価を採用する。数量は、下地種別及び鋼材面、めっき面の別ごとに区分する。

なお、当然ながら鉄骨鉄筋コンクリート造の場合は計上してはならない。

## 〇 8 既製コンクリート工事(組積工事)

直近改訂 平成28年5月

### 1 補強コンクリートブロック帳壁 (B0)

- (1) 補強コンクリートブロックは、圧縮強さによる区分（08・12・16）や透水性による区分（普通ブロック・防水ブロック）がある。設計書にはこれらの区分、厚さごとにそれぞれ計上する。
- (2) 補強コンクリートブロックは帳壁に適用する。耐力壁の場合にはコーナー補強筋、コーナー現場コンクリートを別途計上して準用することができる。
- (3) コンクリートブロックのm<sup>2</sup>単価は、縦遣方、コンクリートブロック内のモルタル充填、目地モルタル及び補強鉄筋を含んだ材工共の単価である。
- (4) 化粧積みの場合は、片面化粧積み・両面化粧積みに区分し、コンクリート化粧積み加算(B0)を別途計上する。

### 2 防水立ち上がり保護層（れんが押さえ） (B0)

- (1) 塗り下の場合や、小規模で見え隠れとなる部分に適用する。
- (2) 目地用、充填用モルタルの材工は単価に含まれている。立ち上がりモルタルは左官工事で別途計上する。
- (3) れんがの種類は、普通れんが又はモルタルブロック（セメントれんが）とする。なお、設計書には積み方（半枚積み・一枚積みなど）を明示する。

### 3 単価及び価格

ALCパネル、押し出し成型セメント板等の既製コンクリートの価格は、物価資料の掲載価格または製造業者・専門工事業者の見積価格などを参考に算定する。

## 〇 9 防水工事

直近改訂 令和4年5月

### 1 アスファルト防水 (B0)

- (1) 施工箇所により、平場、立上り部に使い分ける。
- (2) 次に記すものは単価に含まれていないので別途計上する。
  - ・防水下地コンクリート面の入隅、出隅の面取り
  - ・成形伸縮目地材・緩衝材（標準歩掛）
  - ・A L Cパネル、P C版等の継目処理
  - ・防水押え金物
- (3) 概略仕様は、表09-1に示すとおりである。なお、詳細については「標仕」を参照のこと。

表09-1 アスファルト防水の仕様と区分

名 称	工 法	種 别	区 分	アスファルト種類
屋根保護防水層	密着工法	A - 1	平場	3種
		A - 2	立上り部	
	密着断熱工法	A I - 1	平場	
		A I - 2	立上り部	
	絶縁工法	B - 1	平場	
		B - 2	立上り部	
	絶縁断熱工法	B I - 1	平場	
		B I - 2	立上り部	
	絶縁工法	D - 1	平場	
		D - 2	立上り部	
地下室、貯水槽 及び屋内防水層	密着工法	E - 1	平場	
		E - 2	立上り部	

(注) 従来のアスファルト防水3層はA-2である。

A1-2（密着断熱工法）の市場単価に含まれる断熱材の厚みは、25mmとする。

### 2 シーリング

- (1) シーリング材の種類と被着体の組み合わせは、標仕9.7.2を参照のこと。
- (2) ワーキングジョイント（二面接着）、ノンワーキングジョイント（三面接着）の区分は「建築工事監理指針9.7.1」を参照。
- (3) シーリング材の断面寸法を設計書に明記すること。

(4) シーリング（ポリサルファイド系シーリング材）の使用上の注意事項

ポリサルファイド系シーリング材は、製品によっては石目地の周辺を赤色又は、黄色に汚染する場合があるため、使用にあたっては注意すること。同様に、シーリング材の表面の吹付け材を変色させる場合が多いので、吹付け塗装の場合も注意すること。

### 3 単価及び価格

標準歩掛、市場単価、補正市場単価等によりがたい場合の単価及び価格は、物価資料の掲載価格または製造業者・専門工事業者の見積価格などを参考に算定する。

# 10 石工事

直近改訂 平成22年5月

## 1 一般事項

### (1) 施工手間 (B0)

一般工法による材種、形状別の積み手間、張り手間、取付手間を示した物で引き金物及び下地ごしらえ用鉄筋等、並びにセメント砂等の補足材を含んでいる。

### (2) モルタルの調合及び目地幅は、表10-1による。

表10-1 モルタルの調合（容積比）及び目地幅

施工箇所 材料	セメント	砂	目地幅の標準
化粧目地	1	0.5	屋外の壁は6~12mm
裏込めモルタル	1	3	屋内の壁は0~6mm
敷きモルタル	1	4	花こう岩類は3~6mm 大理石は0~6mm

### (3) 引き金物、だぼ及びかすがいは、ステンレス (SUS304) 製とする。

### (4) 見積比較

石工事の材料単価は、専門工事業者の見積価格及び定期刊行物を共通単価等と比較検討し、適正な価格を採用する。

### (5) 設計書に石種、厚さ、形状寸法、表面仕上げを明記すること。

# 1 1 タイル工事

直近改訂 平成24年5月

## 1 一般事項

- (1) 特注品以外の単価は材工共である。
- (2) タイルの主な区分は、表11-1のとおりである。
- (3) 役物タイルは平タイルと区分して計上する。単位は役物タイルはm、平物タイルはm<sup>2</sup>で算出する。

タイル面積と下地モルタル面積は同一である。ただし、出隅、まぐさ、窓台などを役物タイルで計測した場合は、平物タイルと役物タイルの面積を合算したものが、タイル面積となる。

タイル面積=平物タイル面積+役物タイル面積 (役物タイル延m×タイル糸幅)

表11-1 タイルの主な区分

主 な 区 分	区 分 内 容
使用箇所	外部、内部
使用場所	床、幅木、壁、役物等
タイル寸法	タイル寸法
吸水率	I類、II類、III類
生産区分	標準常備品、標準注文品、特別注文品
うわぐすりの有無	無ゆう、施ゆう等
タイル張り工法	改良積み上げ張り、密着張り、先付け張り

## 2 タイル単価

常備品及び注文品単価の運用は特記による。特記なき場合は「常備品」単価とする。特注品を使用する場合は、複合単価に特注タイル単価を加算計上する。

## 3 タイル張り (B0) 、ユニットタイル (B0)

- (1) ユニットタイルは1シート単価とする。
- (2) 内壁タイル張りの接着工法の場合、部屋の仕様用途に伴って接着剤の仕様が異なる。
- (3) 張り付けモルタルには、適量の保水剤を混入するが、その材料費は「その他」に含まれている。
- (4) タイルの洗い手間は、労務歩掛りに含まれている。

# 12 木工事

直近改訂 平成22年5月

## 1 施工手間 (B0)

- (1) 一般工法による各部位の材料に対する加工、取付手間等を示したもので、釘、金物を含んでいる。
- (2) 施工手間の算定については、加工組立手間として一式計上する。
- (3) 一般木材による内部木工に適用し、集成材には適用しない。
- (4) 上記以外の高価な木材の使用、特殊工法（枠組壁工法等）等による場合は、専門工事業者の見積価格等による。

## 2 材料費 (B1)

- (1) 構造材・造作材・板材等に分類し、材種・等級・形状(平角・正角・平割・正割)別に所要数量を計上する。
- (2) 木材、材積の算出は建築数量積算基準による。
- (3) 構造材は設計寸法をmに切り上げた所要長さに断面を乗じて体積を求め、さらに5%の割増しをする。
- (4) 造作材は図面表示がひき立て寸法か、仕上がり寸法か確認する。

仕上がり寸法の場合、片面削りの場合3mm、両面削りの場合5mmを加えた寸法をひき立て寸法とする。

内法寸法の長さに仕口加工のための10%を加えた長さを材の長とし断面を乗じて体積を求め、更に5%の割り増しをする。

# 1 3 金属工事

直近改訂 平成30年5月

## 1 一般的事項

- (1) 下地ラス張り、天井インサート、マンホールふた及び点検口、コーナービートは標準歩掛りを適用している。
- (2) 軽量鉄骨壁下地、屋内軽量鉄骨天井下地、屋内軽量鉄骨下がり壁下地、屋内天井下地補強、壁下地開口補強、屋内天井下地開口部補強については市場単価を採用している。

## 2 軽量鉄骨壁下地 (B0)

- (1) 適用は、スタッドの高さによる区分に応じた種類とする。
- (2) 軽量鉄骨天井下地は、天井インサートを含まない。
- (3) 屋内天井下地補強は、大空間の天井等における耐震性を考慮した補強等を含まない。また、屋外軽量鉄骨天井下地における、風圧力に対する安全性を考慮した補強等を含まない。

## 3 軽量鉄骨天井下地 (B0)

- (1) 特記なき限り、屋内は19形、屋外は25形を標準とする。
- (2) 表面張り材により、野縁間隔@225、@300、@360の種別毎に計上する。
- (3) 天井のふところが、外部1.0m以上、内部1.5m以上の場合は、軽量鉄骨天井下地振止め補強加算 (B0) を計上する。
- (4) 軽量鉄骨天井開口部補強(ボード等切込み共)における開口部の大きさの適用は、周長が同程度であれば、準用できる。

『例』

$$600 \times 1200 \rightarrow 900 \times 900$$

$$600 \times 2400 \rightarrow 300 \times 2500$$

$$600 \times 3600 \rightarrow 300 \times 3600$$

## 4 マンホールふた (B0)

鋳鉄製の単価である。

## 5 化粧マンホールふた (B0)

鋳鉄製充填用の単価である

## 6 鋼製・鑄鉄製・ステンレス製グレーチング (B0)

(1) 単価表中の記号については、表13-2による。

表13-2 単価表記号の目安

歩行用	歩行者程度
T - 2	乗用車程度
T - 6	4 t トラック程度
T - 14	緊急車両程度
T - 20	大型トラック

(2) グレーチング枠ふた、グレーチング溝ふたについては、各々枠巾、溝巾の表示をする。

## 1 4 左官工事

直近改訂 令和4年5月

### 1 市場単価の一般事項

#### (1) 市場単価の適用範囲

左官の市場単価は建築構造物等のコンクリート面直均し、各種モルタル塗り、建具周囲モルタル充填、防水入隅処理及び仕上塗材に適用する。なお、単価には新営用と改修用がある。

#### (2) 市場単価の適用範囲外

左官の市場単価は、以下の場合には適用しない。

- ① コテを用いない特別な工法や調合及び特殊な混和剤や骨材を使用する場合。
- ② 複雑な形状やコテ模様を意匠的に用いる仕上げなど。
- ③ 改修工事における少量の補修など。

#### (3) 市場単価に含まれる内容

セメント・細骨材等の主要材料、労務単価、下請経費以外に、一般的な混和材、目地棒、定規等の補助材、場内小運搬(水平小運搬)を含む。

### 2 モルタル塗り

#### (1) モルタルの調合

モルタルの調合及び塗厚は、標仕15.3.3を前提としている。

#### (2) モルタル下地の仕上げ

モルタル下地の仕上げの種類は、施工箇所及び仕上げ塗材の種類に応じて、標仕15.3.5及び標仕15.6.4を標準とする。

#### (3) 壁モルタル塗り

タイル下地の壁モルタル塗り(B0、B1)は、それぞれ表14-4に示すタイル種類・工法により、採用単価を決定する。

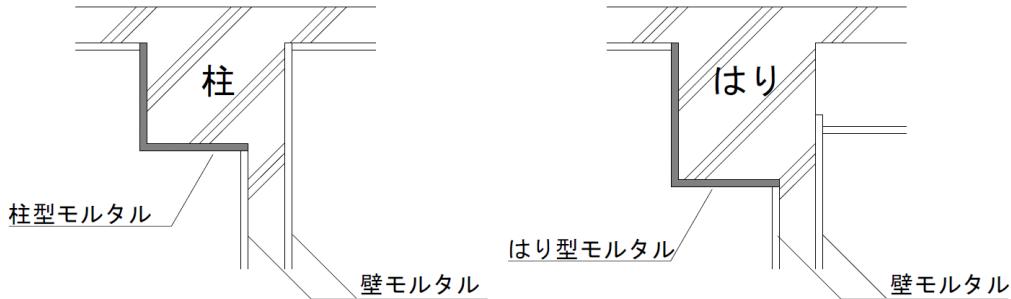
表14-4 タイル種類・工法と採用単価

	タイル種類	工法	壁モルタル塗り摘要(B0、B1)
内 壁	小口・二丁掛	改良積上張り	木ごて 内装タイル改良積上張り下地
		密着張り	木ごて 内壁小口タイル下地 厚11
		改良圧着張り	木ごて 内壁小口タイル下地 厚11
		圧着張り	木ごて 内壁小口タイル下地 厚11
100角・150角	100角・150角	改良積上張り	木ごて 内装タイル改良積上張り下地
		接着剤張り	金ごて 内装タイル接着張り下地
		密着張り	外壁タイル下地 密着張り 厚19
150角を越えるタイル	150角を越えるタイル	改良積上張り	木ごて 内装タイル改良積上張り下地
		密着張り	外壁タイル下地 密着張り 厚19
ユニットタイル(50角、50二丁掛、ニューソーラー)	ユニットタイル(50角、50二丁掛、ニューソーラー)	マスク張り	木ごて 内壁ユニットタイル下地 厚15
		接着剤張り	金ごて 内装タイル接着張り下地
ユニットタイル(25角以下)	ユニットタイル(25角以下)	モザイクタイル張り	木ごて 内壁ユニットタイル下地 厚15
		接着剤張り	金ごて 内装タイル接着張り下地
外 壁	小口・二丁掛	密着張り	木ごて 外壁小口タイル下地 厚16
		改良積上張り	木ごて 外壁小口タイル下地 厚16
		改良圧着張り	木ごて 外壁小口タイル下地 厚16
		圧着張り	木ごて 外壁小口タイル下地 厚16
100角・150角	100角・150角	密着張り	外壁タイル下地 密着張り 厚19
		改良積上張り	外壁タイル下地 改良積上張り 厚17
ユニットタイル(50角、50二丁掛、ニューソーラー)	ユニットタイル(50角、50二丁掛、ニューソーラー)	マスク張り	木ごて 外壁ユニットタイル下地 厚20
		モザイクタイル張り	木ごて 外壁ユニットタイル下地 厚20

#### (4) 柱型モルタル塗り、梁型モルタル塗り

柱型モルタル塗り、柱型薄塗モルタル(B0)、梁型モルタル塗り、梁型薄塗モルタル(B0)の単価には、出隅等のコーナー成形処理費も含む。

その設計数量は、以下の部分の面積による。



#### (5) ラスこすり

ラス張りを行う場合には、ラスこすり(B1)を別途計上する。ラス工事は金属工事に計上する。

#### (6) モルタル塗り単価加算

壁モルタル塗り厚加算(B0)、壁モルタル塗り回数加算(B0)、床・壁 防水剤加算(B0)の各単価は、壁モルタル塗り、床モルタル塗りの単価に加算して使用する。内訳書には、下記の例のように代価表を作成して計上する。

[代価表例] 壁モルタル塗り厚加算

名称	摘要	単位	数量	乗率	単価	金額	経費	備考
壁モルタル塗り	金ごて 内壁 厚25	m <sup>2</sup>	1.0000	1.0000				代価表01
壁モルタル塗り	金ごて 内壁 厚20	m <sup>2</sup>	1.0000	1.0000	****	****	無し	B0-536313
壁モルタル塗り厚加算	厚さ5mm当り	m <sup>2</sup>	1.0000	1.0000	***	***	無し	B0-236303
計					****			

なお、床モルタル目地押え加算（B0）、床モルタル目地切り加算（B0）、壁目地切り加算（B0）の各単価は、壁モルタル塗り、床モルタル塗りの単価に加算を行わず、項目をおこして別途に計上する。

(7) 役物モルタル塗り

幅木モルタル塗り及び役物モルタル塗りには、下地処置の費用が含まれている。

役物モルタル塗りの単価表中にはない幅及び糸幅の場合は、表14-5により単価を補正して求める。

表14-5 役物単価の補正

	名 称	計 算 式
幅 木	幅木モルタル (H=300未満)	[幅木モルタル塗り H=100(B0-536611)] + [壁モルタル塗り金ごて内壁厚20(B0-536313)] × (H - 0.1)
	幅木モルタル (H=300以上)	[幅木モルタル塗り H=300(B0-536611)] + [壁モルタル塗り金ごて内壁厚20(B0-536313)] × (H - 0.3)
	さら幅木モルタル	[さら幅木モルタル塗り H=150(B0-536613)] + [壁モルタル塗り金ごて内壁厚20(B0-536313)] × (H - 0.15)
床 役 物	くつずりモルタル	[くつずりモルタル塗り W=100(B0-536261)] + [壁モルタル塗り金ごて内壁厚20(B0-536313)] × (W - 0.1)
	ボーダーモルタル	[ボーダーモルタル塗り W=150(B0-536262)] + [壁モルタル塗り金ごて内壁厚20(B0-536313)] × (W - 0.15)
内 部 役 物	膳板モルタル	[膳板モルタル塗り W=150(B0-536641)] + [壁モルタル塗り金ごて内壁厚20(B0-536313)] × (W - 0.15)
	内部手摺笠木モルタル	[手摺笠木モルタル塗り W=200(B0-536641)] + [壁モルタル塗り金ごて内壁厚20(B0-536313)] × (W - 0.2)
外 部 役 物	外部笠木モルタル	[笠木モルタル塗り W=340(B0-536631)] + [壁モルタル塗り金ごて外壁厚25(B0-536313)] × (W - 0.34)
	ハラハット笠木モルタル	[ハラハット笠木モルタル塗り W=500(B0-536635)] + [壁モルタル塗り金ごて外壁厚25(B0-536313)] × (W - 0.5)
	水切りモルタル	[水切りモルタル塗り W=200(B0-536633)] + [壁モルタル塗り金ごて外壁厚25(B0-536313)] × (W - 0.2)
	窓台モルタル	[窓台モルタル塗り W=150(B0-536651)] + [壁モルタル塗り金ごて外壁厚25(B0-536313)] × (W - 0.15)
	側溝モルタル	[側溝モルタル塗り W=200(B0-536661)] + [壁モルタル塗り金ごて外壁厚25(B0-536313)] × (W - 0.2)

(注) 1 計算式の H(高さ)、W(幅)の単位は全てメートルとする。

2 役物単価の補正是、壁モルタル塗り(B0-536313)で行う。

ただし、内部役物については壁モルタル塗り(金ごて、内壁、厚20)、外部役物については壁モルタル塗り(金ごて、外壁、厚25)で行う。

- 3 幅木モルタルの高さ、役物モルタルの幅及び糸幅のとり方については「建築工事積算基準の解説」を参照。

内訳書には、下記の例のように代価を作成して計上する。

[代価表例] 役物単価補正

名称	摘要	単位	数量	乗率	単価	金額	経費	備考
幅木モルタル塗り	金ごて 出幅木 高さ200	m	1.0000	1.0000				代価表01
幅木モルタル塗り	金ごて 出幅木 高さ100	m	1.0000	1.0000	****	****	無し	B0-536611
壁モルタル塗り	金ごて内壁厚20	m <sup>2</sup>	0.1000	1.0000	***	***	無し	B0-536313
計					****			

### 3 床コンクリート直均し仕上げ

#### (1) 床コンクリート直均し仕上げ(B0)

床コンクリート打込み後、コンクリートの表面を金ごてで仕上げる工事、粗面仕上げとする工事及び塗物、敷物、張物等の下地で特記されたもの並びに防水下地の工事に適用する。摘要の薄張物下地、厚張物下地の区分は、表14-7を原則とする。

表14-7 薄張物下地、厚張物下地の区分

摘要名称	
薄張物下地	ビニル系床材張り 合成樹脂塗り床
厚張物下地	カーペット張り セルフレベリング材塗り

## 15—1 木製建具工事

直近改訂 平成22年5月

### 1 一般事項

- (1) 木製建具は、原則として見積りにより単価を設定する。
- (2) 木製建具は、仕様、形状、WH寸法別に「か所」で計上する。

## 15—2 金属製建具工事

直近改定 令和5年7月

### 1 一般事項

- (1) 金属製建具は、原則として見積りにより単価を設定する。
- (2) 金属製建具の運搬費は別途計上する。見積りにこれらが含まれる場合は重複しないように注意する。
- (3) 下記の分類別により見積もりを徴収し比較検討をする
  - ・ アルミニウム製建具
  - ・ ステンレス製建具
  - ・ 鋼製建具
  - ・ 軽量鋼製建具
  - ・ シャッター
  - ・ 金属カーテンウォール
  - ・ その他

## 15—3 ガラス工事

直近改定 平成22年5月

### 1 一般事項

- (1) ガラスの単価の中には、ガラスの清掃費（両面）及びガラスとめ費用を含んでいる単価と含んでいない単価がある。
- (2) ガスケット止め用単価は、副資材としてガスケット取付手間を含んでいる。  
(材料はサッシュの単価に含まれる。)
- (3) ガラスとめ材別途用の単価を使用する場合は、ガスケット及びシーリング以外のガラスとめ方法としガラスとめ及びガラスとめ材費用を別途計上する。
- (4) ガラスの単価は特寸を標準とする。

# 16 塗装工事

直近改訂 令和5年7月

## 1 一般事項

平成14年11月から市場単価が導入された。

## 2 塗装の略号（国土交通省方式）

SOP：合成樹脂調合ペイント塗り

EP：合成樹脂エマルションペイント塗り

CL：クリヤラッカー塗り

OS：オイルステイン塗り

DP：耐候性塗料塗り

EP-G：つや有合成樹脂エマルションペイント塗り

UC：ウレタン樹脂ワニス塗り

NAD：アクリル樹脂系非分散形塗料塗り

## 3 細幅物

糸幅は300mm以下とする。仕上げ塗料塗りについては、共通単価等に定めのない細幅物（糸幅300mm以下）の単価を作成する際は、 $m^2$ 単価に「0.4（係数）」を乗じて算定する。

# 1 フ 内外装工事

直近改定 令和5年7月

## 1 一般事項

市場単価が導入された。

## 2 ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル

### (1) ビニル床シート張り及びビニル床タイル張りの接着剤の種別

接着剤は標仕19.2.2により、施工箇所に応じたものとする。ただし、フリーアクセスフロア部の接着剤は粘着はく離形とすることができます。

### (2) ゴム床タイル張りの接着剤の種別

接着剤は標仕19.2.1により、施工箇所に応じたものとする。

## 3 フローリングブロック (B0)

単価は表面サンダー掛けを含んでいる。

## 4 下地フェルト (B0)

カーペットのグリッパ工法の下敷き用で、材工共の単価となっている。

## 5 カーペット

織じゅうたん(B0)、タフテッドカーペット(B0)、ニードルパンチカーペット(B0)、床タイルカーペット(B1)は、敷き手間、接着剤及びそれに対する下請経費(その他)を含んだ単価であり、主材料費(カーペット)は含まない。主材料費(カーペット)は別途計上し、それに対する下請経費(その他)も計上すること。

主材料費(カーペット)は1m<sup>2</sup>当たりの所要数量を原則として1.05m<sup>2</sup>とし、室の形状、割付けにより材料数量の割り増しを考慮する。

内訳書には、下記の例のように代価を作成して計上する。

[代価表例] タフテッドカーペット敷

名称	摘要	単位	数量	乗率	単価	金額	経費	備考
タフテッドカーペット敷		m <sup>2</sup>	1.0000	1.0000				代価表01
タフテッドカーペット	敷き手間	m <sup>2</sup>	1.0000	1.0000	****	****	無し	B0-238262
タフテッドカーペット		m <sup>2</sup>	1.0500	1.0000	****	****	有り	金額は刊行物等による
その他		式	1.0000	0.1000	****	****		
計					****			

## 6 壁紙

壁紙張り手間(B0)は張り手間、接着剤及びそれに対する下請経費(その他)を含んだ単価であり、主材料費(壁紙)は含まない。湿気の多い場所、外壁内面のせっこうボード直張り下地等の場合は、防かび剤入り接着剤を使用し、摘要が「多湿部」の単価から選択する。

主材料費(壁紙)は別途計上し、それに対する下請経費(その他)も計上する。

無柄及び小柄の壁紙1m<sup>2</sup>当たりの主材料費(壁紙)の所要数量は1.05m<sup>2</sup>とし、5cm以上の柄の場合には、柄の大きさに伴った材料数量の割増しを考慮する。

内訳書には、下記の例のように代価を作成して計上する。

[代価表例] 壁紙張り

名称	摘要	単位	数量	乗率	単価	金額	経費	備考
壁紙張り		m <sup>2</sup>	1.0000	1.0000				代価表01
壁紙張り手間		m <sup>2</sup>	1.0000	1.0000	****	****	無し	B0-238374
壁紙		m <sup>2</sup>	1.0500	1.0000	****	****	有り	金額は刊行物等による
その他		式	1.0000	0.1000	****	****		
計					****			

壁紙素地ごしらえ(B0)は、別途計上する。

## 7 天井ボード切込み

天井ボード張り等の単価は、照明器具を直付けとした場合で設定してある。天井点検口や照明器具埋め込み型等がある場合のボードの類の切り込み費は、軽量鉄骨天井下地開口補強（B0）に含まれているが、必要がある場合は、別途天井ボード切込み(B0)をその大きさ及び箇所数に応じて計上する。

# 18 仕上げユニット工事

直近改定 平成13年5月

## 1 一般事項

仕上げユニットに計上する項目の内容は、工場製品または製作物等により、下記の5種類に大別される。

### (1) 工場製品を取り付けるもの

材料業者の製品として、仕様、規格、寸法が決定されているもの（流し、吊り戸棚等）。

### (2) 工場製品（部材）を組み立て、取り付けるもの

材料業者の製品として、仕様、規格、部材寸法が決定されているが、設計内容から1単位として構成する各部材を現場搬入し、組立て、取り付けるもの。この場合、一部の部材は、規格寸法外として製作する場合がある（書架、パーティション等）。

### (3) 工場で設計寸法に応じて製作し、取り付けるもの

材料業者の製品として、仕様、規格が決定されており、設計内容による1単位としての寸法で工場製作し、現場搬入の上、取り付けるもの（アコードィオンドア、ブラインド等）。

### (4) 工場で設計内容に応じて製作し、取り付けるもの

設計内容に応じて工場で製作し、現場搬入の上、取り付けるもの。この場合、製作物が大型となったときには、分割して搬入し、現場で組み立てる場合がある（カウンター、造り付け家具等）。

### (5) その他

ユニット製品以外の項目で上記4項に属さないもの（庇等の複合されたもの）。

# 19 構内舗装・排水工事

直近改訂 令和5年7月

## 1 一般事項

- (1) 構内舗装の単価は、標準仕様書に基づき設定されている。また、設計に関しての基準として「構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房営繕部平成27年版）」が定められている。
- (2) 構内舗装は、敷地内の構内道路、駐車場及び歩道等の1施工区画の面積が、2,500m<sup>2</sup>未満の構内舗装に適用する。（道路構造物標準図集（道路局）による舗装は対象としない。）
- (3) 構内舗装の単価は、施工規模区分について以下の4段階に区分されているが、連続作業が可能な部分を1つの施工規模区分とする。

したがって、舗装部分が建物等によって分離している場合や縁石などによって区分され連続作業が不可能な場合は、それぞれ別の区分と考える。なお、施工幅の狭い歩道など人力施工のみとなる場合は、施工面積によらず「特に狭い場所」を適用する。

- ① 特に狭い場所
- ② 500m<sup>2</sup>未満
- ③ 500m<sup>2</sup>以上1,000m<sup>2</sup>未満
- ④ 1,000m<sup>2</sup>以上2,500m<sup>2</sup>未満

- (4) 歩道部のアスファルト舗装は、出来る限り透水性舗装とする。しかし、地盤等により設置不可能な場所があるので「浸透施設設置判断マップ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/setsuzoku/amamizu/map.html>)」（環境創造局）を参照すること。
- (5) 排水工事は建築工事で対応すべき内容（範囲や対象）を確認する。
- (6) 排水工事における屋外雨水排水枠はできる限り透水性枠とする。しかし、地盤等により設置不可能な場所があるので「浸透施設設置判断マップ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/gesuido/setsuzoku/amamizu/map.html>)」（環境創造局）を参照すること。

## 2 構内舗装直接仮設（B1）

構内舗装の直接仮設は一式計上とする。構内舗装直接仮設には、墨出し、養生、清掃、後片付け等を含む。

### 3 アスファルト舗装 (B0)

#### (1) 摘要について

例 A-5-10 : アスファルト、表層5cm、路盤10cm

(2) 車路・駐車場のアスファルト舗装は、車両の通過台数（交通条件）、路床の支持力（基盤条件）等から舗装断面を決定する。表層厚は5cm とし、路盤厚は表19-1による。

表19-1 車路・駐車場のアスファルト舗装の路盤厚

設計 CBR	N (疲労破壊輪数 : 49kN)				
	1,000 以下	1,000 超 2,000 以下	2,000 超 3,000 以下	3,000 超 4,500 以下	4,500 超 5,000 以下
8 以上	15cm	15cm	15cm	15cm	15cm
6	15cm	15cm	15cm	15cm	20cm
4	15cm	15cm	20cm	20cm	20cm
3	15cm	20cm	20cm	20cm	20cm

(クラッシャラン又は再生クラッシャランを用いる場合)

#### (3) アスファルト舗装の材料

##### ① アスファルト舗装材

原則として、アスファルト舗装材は再生アスファルトとする。

##### ② 路盤材

原則として、路盤材は再生クラッシャランとする。

### 4 透水性舗装 歩道 (B0)

#### (1) 摘要について

例 A-3-10-10 : アスファルト、表層3cm、路盤10cm、フィルター層10cm、

(2) 一般的な歩道部の透水性舗装厚は図19-1による。自動車乗り入れ部などの特殊な場合は別途考慮する。

図19-1 歩道部の透水性舗装厚 単位(cm)



### (3) 透水性舗装の材料

#### ① 透水性アスファルト舗装材

ストレートアスファルトとし、透水性を考慮して再生材を使用しない。

#### ② 路盤材

原則として、路盤材は再生クラッシャランとする。

#### ③ フィルター層

路盤から浸透した雨水が急激に路床に入らないよう敷砂した層をいい、シルト、粘土等の少ない粗砂を用いる。

## 5 舗装機械運搬費(B0)

アスファルト舗装又は透水性アスファルト舗装の場合は、舗装機械運搬費を一式計上する。計上する舗装機械運搬費は、表19-2を原則とするが、各現場状況、土質等を考慮して決定すること。

運搬距離は一律20km、往復の単価である。

表19-2 舗装機械種別

施工面積	モータ グレーダ	ロードローラ	タイヤローラ	振動ローラ	アスファルト フィニッシャ
特に狭い場合 人力	—	—	—	○	—
500m <sup>2</sup> 未満	—	—	—	○	○
500～1000m <sup>2</sup> 未満	○	○	○	○	○
1000～2500m <sup>2</sup> 未満	○	○	○	○	○

(注) 該当する舗装機械は全て計上すること。

## 6 コンクリート舗装

### (1) 摘要について

例 C-10-10 : コンクリート、表層10cm、路盤10cm

(2) 一般的なコンクリート舗装厚は図19-2による。自動車乗り入れ部などの特殊な場合は別途考慮する。

図19-2 コンクリート舗装厚 単位(cm)



### (3) コンクリート舗装の材料

#### ① コンクリート舗装材

コンクリート舗装材の設計基準強度は、一般(車道)部が $24\text{N/mm}^2$ 、歩道部が $18\text{N/mm}^2$ を前提としている。気温によるコンクリート強度の補正は行わない。

#### ② 路盤材

原則として、路盤材は再生クラッシャランとする。

## 20 とりこわし

直近改定 令和5年7月

### 1 一般事項

- (1) この単価は「建築物解体工事共通仕様書」に基づく解体工事を発注する場合に適用する。なお、「公共建築改修工事標準仕様書」に基づく撤去は22改修工事の改修撤去を適用する。
- (2) 単独発注用は込み工事用からその他（下請経費等）を抜いた単価である。
- (3) アスベスト使用建築物の解体工事費は、別途計上する。
- (4) とりこわしに伴う発生材の処分費及び処理料・運搬費、機械運搬費等は、とりこわし費とは別に計上する。発生材積込みについては、解体工事の内容に応じて別途計上する。主な構成は表20-1による。
- (5) とりこわしのための足場、養生等は、直接仮設工事に準じて設定する。なお、防音養生等を解体建物に接近して仮囲いを設置する場合には、設置範囲が重複しないように十分注意する。
- (6) 建物内の配管やダクトなど建物と一緒に解体されるものは、原則としてとりこわし単価に含まれる。ただし、建物の解体に支障のある設備機器等の撤去及び処分費は、別途計上する。
- (7) 埋戻し等の改良土購入費は、工場渡し単価のため、運搬費を別途計上する。運搬費は土工事の建設発生土運搬を参照する。
- (8) 廃せっこうボードは管理型産業廃棄物であるため、他の内装材とは分けて数量を拾う。
- (9) 廃木材処分費の単価は、再資源化が可能な木材を処分する場合に採用する。
- (10) この章で定めのない単価を使用する場合は、適用条件に十分注意すること。

## 2 とりこわし、集積、積込みの構成

とりこわし、集積、積込みの組み合わせは表20-1による。

括弧無しは「単独発注用」、括弧有りは「込み工事用」のコードを示している。

表20-1

	とりこわし	集積	積込み	備 考
コンクリートとりこわし	B1-339111 (B1-339211)	B1-339511 (B1-339521)		
鉄筋切断	B0-339112 (B1-339212)	—		とりこわし費は 加算して計上
地業とりこわし		B1-339113 (—)		
内 装 材	木造床組	B1-339114 (B1-339214)	B1-339523 (B1-339533)	再資源化
	床ビニルタイル			
	開口部			
	間仕切壁：下地			
	間仕切壁：下地+仕上			
	天井：下地			
	天井：下地+仕上			
コンクリート舗装	B1-339151 (—)	B1-339511 (—)		
アスファルト舗装		B1-339142 (—)		
舗装路盤材とりこわし		B1-339143 (—)		
木造建物解体	B1-339131 (B1-339121)	B1-339523 (B1-339533)		再資源化

- (注) 1 開口部は窓、扉とし、m<sup>2</sup>を単位とする。
- 2 内装材とりこわし（間仕切壁、天井）の単価の下地は、木造または金属系とする。
- 3 内装材とりこわしは、内訳書に一式計上する。
- 4 コンクリート舗装とりこわし及びアスファルト舗装とりこわし、舗装路盤材とりこわしは、m<sup>3</sup>を単位とする。
- 5 建物の解体に支障のある設備機器等の撤去費及び処分費は別途計上する。

### 3 コンクリートとりこわし(B1)、鉄筋切断(B1)

- (1) コンクリートとりこわしRC造・地上部・屋上設置の単価は、建物高さ25mを超える場合、または敷地の狭い場合等で、屋上にバックホウ山積0.5m<sup>3</sup>（ベースマシン）を設置して上から順にとりこわしをする場合に適用する。
- (2) 車体とともにとりこわすタイル及びモルタル類の内装仕上げ材は、車体断面に対して標準歩掛りを設定してあるので、とりこわし費は計上しないが、その他の内装材類は、原則として分別解体とする。ただし、とりこわし発生材の運搬費、処分費は共に別途計上する。
- (3) コンクリートとりこわし基礎部標準の単価は、I：圧碎機、ブレーカ併用による部分と、II：圧碎機のみの部分との施工比率をそれぞれ50%で設定している。  
なお、この比率と大きく異なる場合には補正する。  
I：主に基礎部の大断面部分、耐圧板をブレーカで大きく壊し、コンクリート圧碎機で小割りにする。  
II：基礎ばかり部分、小断面の基礎及び地中ばかりのこわしを対象
- (4) 基礎部とりこわしのための根切りは、歩掛りに含まれている。  
なお、とりこわし後の整地費用は含まれていないので別途計上する。
- (5) 鉄筋切断はコンクリート1m<sup>3</sup>当たりの切断費で、コンクリートとりこわしの単価に加算して使用する。（端数処理は行わない）
- (6) コンクリートとりこわしの場合は有筋の場合にのみ鉄筋切断費を加算する。

### 4 建物解体(B1)・木造基礎解体(B1)

- (1) 木造建物解体単価は、内部造作撤去・とりこわし発生材積込み・基礎解体・とりこわし発生材の処分は別途計上する。
- (2) 木造基礎解体単価は、根切り・埋戻し・敷きならしを含み、とりこわし発生材積込み、良土搬入・とりこわし発生材処分は別途計上する。

### 5 廃木材を除く、とりこわし発生材運搬(B0)

- (1) とりこわし発生材運搬費は、m<sup>3</sup>単位で算出し、内訳書には一式計上する。
- (2) とりこわし発生材運搬費は、運搬にダンプトラック10t車、積み込みにバックホウ山積0.8m<sup>3</sup>を使用することを想定している。
- (3) 産業廃棄物の処理・処分施設は、「建築工事特則仕様書（最新版）」及び「本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領」に該当する施設のうち、各現場からの直線距離が最も短い施設を選定する。ただし、運搬費は(4)に従い、走行距離により算定するので、注意すること。

(4) とりこわし発生材運搬費の算出は、一般道だけを走行する場合、最寄りの自動車専用道路を利用する場合の2通りの金額を参考に算出し、安価な方を採用する。また、通行料金については02土工事の建設発生土運搬と同様の方法で算出する。

## 6 木材についての、とりこわし発生材運搬(B0)

- (1) とりこわし発生材運搬費は、 $m^3$ 単位で算出し、内訳書には一式計上する。
- (2) 廃木材については、発生量が少ないので、実情に応じて2t車・人力積み込み、又は、4t車・バックホウ山積み $0.28m^3$ により算定する。
- (3) 廃木材については、指定処分とする。運搬距離は、登録事業者の受入基準に適合するところとする。

## 7 とりこわし機械運搬(B0)

- (1) とりこわし機械運搬は、機械の搬入台数に応じて計上する。
- (2) 内訳書には一式計上する。

## 8 とりこわし発生材の処分費及び有価物の控除

(1) 原則として有筋コンクリートの解体材は、無筋コンクリートと鉄筋に仕分けするものとし、無筋コンクリートの処理料と鉄筋の有価物控除をそれぞれ計上する。

### (2) 有価物の控除

鉄筋および鉄骨については有価物控除及び運搬費を計上する。ただし、原則として数量が1t未満の場合は計上しない。なお、有価物控除に用いる単価(B1)は、重量鉄骨造(躯体)等は「H2程度」、軽量鉄骨造(躯体)等及びRC造(解体鉄筋)等は「H3程度」のものを適用する。

鉄筋、鉄骨以外の雑鉄類は原則として有価物控除を計上しないが、雑鉄類を考慮する必要がある場合は、「H4程度」の単価を適用する。

(3) とりこわし発生材の処分費(処理料)及び有価物控除は、内訳書にそれぞれ一式計上する。

### (4) とりこわし材の数量換算

とりこわし材の数量は、等次の換算表を参考に換算する。その他の処分費(処理料)については、建築物荷重指針・同解説(日本建築学会刊行)等を参考にし、実情に応じた算定をする。

<搬出物による積載量換算表>

	比重 (t/m <sup>3</sup> )	10t車積載量 (m <sup>3</sup> )	4t車積載量 (m <sup>3</sup> )	2t車積載量 (m <sup>3</sup> )
コンクリート類	2.35 t / m <sup>3</sup>	4.04m <sup>3</sup>	1.70m <sup>3</sup>	0.85m <sup>3</sup>
アスファルト塊	2.35 t / m <sup>3</sup>	4.04m <sup>3</sup>	1.70m <sup>3</sup>	0.85m <sup>3</sup>

[参考図書]

- 建設工事から生ずる廃棄物の処理の手引き (資源循環局産業廃棄物対策課)  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/01haisyutu.html>
- 事業活動に伴って発生する廃棄物処理について (資源循環局産業廃棄物対策課)  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/haishutsu/01haisyutu.html>
- 南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場利用の手引き (公財 横浜市資源循環公社)  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/sonota/minami-riyouhou.html>
- 本市工事に伴い排出する建設副産物の処分要領 (環境創造局)  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/youshiki/kankyo/gareki.html>
- 建設廃棄物処理指針 (環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)  
(建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について (通知) ) 平成23年3月30日  
<http://www.env.go.jp/hourei/add/k035.pdf>
- 横浜市生活環境の保全等に関する条例 (環境創造局)  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/ki-seishido/tetsuzuki/jourei.html>
- 横浜市建築物の解体工事に係る指導要綱届出の手引 (資源循環局)  
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/gomi-recycle/sangyo/recycle/ken-red.html#yokkyo>

## 2.1 共通仮設

直近改訂 令和5年7月

### 1 一般事項

#### (1) 共通仮設費の構成

共通仮設費は、直接工事費に対応する率で計上する「率による共通仮設費」に、工事ごとに現場状況に応じて計上する「積み上げによる共通仮設費」を積み上げて算定する。

#### (2) 積み上げ共通仮設費

積み上げによる共通仮設費は、現場ごとの状況に応じて積み上げるもので、次のものが考えられる。 なお、数量は仮設計画に基づき算定する。

- |                                  |                       |
|----------------------------------|-----------------------|
| ・仮囲い                             | ・現場環境改善費              |
| ・シートゲート                          | ・仮設用借地料               |
| ・揚重機械器具費                         | ・工事用道路                |
| ・仮設道板費                           | ・復旧費（道路占有復旧、公設物の移設復旧） |
| ・仮設材運搬費                          |                       |
| ・特別安全対策費                         | ・室内環境測定費              |
| ・情報システム費                         |                       |
| ・石綿含有量調査費                        |                       |
| ・石綿粉じん濃度測定費                      |                       |
| ・防災防止対策費（足場養生シート全面掛け、防音パネル全面掛け等） |                       |
| ・土砂検定費                           | ・その他                  |

なお、以下は直接工事費に計上する項目となるので注意する。

- ・鉄骨工事の溶接部試験
- ・外壁改修工事等の施工数量調査

### 2 仮囲い (B0)

仮囲いの複合単価は次のとおりとする。

仮囲いの複合単価 = 設置費 + 撤去費 + 基本料 + (日額賃料 × 存置日数)

原則として、供用期間（存置日数）は工期から1ヶ月を減じた期間とするが、工事に必要な日数を考慮して決定する。

なお、仮囲鋼板に現場環境改善のための塗装等を設計図書等に明示した場合は、必要な費用を計上する。

### 3 仮設鉄板敷 (B0)

敷鉄板の複合単価は次のとおりとする。

$$\text{敷鉄板の複合単価} = \text{設置費} + \text{撤去費} + \text{整備費} + (\text{日額賃料} \times \text{存置日数})$$

なお、仮設鉄板敷の整備費は、基本料に加え通常の使用で発生するそり等の復旧に係る費用を含む。

### 4 仮設材運搬費

仮囲い、仮設鉄板敷については、それぞれ運搬費を計算し、一括別途計上する。

仮囲いの使用車種は4t車、仮設鉄板敷の使用車種は11t車を標準とする。

※シートゲート (B1) には、すでに運搬費が含まれているので注意する。

### 5 揚重機械器具費

移動式揚重機は、トラッククレーンを標準とし、4.9t吊を超える100t吊未満については、ラフテレンクレーンとする。各クレーン運転単価 (B0) は、共に賃料単価である。単価表摘要欄の標準と長期は、期間に応じて次のように使い分ける。

標準：長期以外の場合

長期：賃貸期間1ヶ月以上の場合

揚重機械の選定、存置日数及び設置費については「建築積算のための仮設計画標準」を参照する。

### 6 土砂検定費 (B1)

建設発生土が、地山400m<sup>3</sup>（ほぐし500m<sup>3</sup>）以上の場合は、土砂検定費を計上する。土砂検定試験体は、「建設発生土受入手続」（横浜市港湾局、横浜港埠頭株式会社）により、施工面積2,500m<sup>2</sup>以内ごとに1カ所ずつ採取するものとして箇所数を数え、内訳書においては土砂検定費を一式にて計上する。

## 7 室内環境測定費

横浜市建築局所管工事 挥発性有機化合物（VOC）等の室内濃度測定マニュアルに基づき、必要な箇所数分の測定費を計上する。測定は、1 箇所につき揮発性有機化合物及びアルデヒド類の 2 種類の測定が必要となる。単価は 1 箇所（2 種類）あたりの単価である。なお、アセトアルデヒドの測定には、ブランクバッジ（新品・未開封の「測定バッジ F」）が必要なため、その費用を加算する。内訳書には一式にて計上する。

$$\text{測定費金額} = \text{測定箇所数 (箇所)} \times \text{単価 (円/箇所)}$$

$$+ \text{ アセトアルデヒド分析用測定バッジ F の単価 (円) }$$

測定対象物質は以下のとおり

施 設	測 定 物 質	
	揮発性有機化合物	アルデヒド類
学 校	トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン	アセトアルデヒド ホルムアルデヒド
住 宅 一般建物	トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン	アセトアルデヒド ホルムアルデヒド

注 アセトアルデヒドを測定する場合、「測定に使用する測定バッジ」と「ブランクバッジ」は、品質保証期限が同じ必要がある。

また、1 棟の建物内で同時に複数の部屋を測定して、まとめて分析機関へ送る場合に限り「ブランクバッジを 1 棟につき 1 個」に省略できる。同じ建物内でも、施工前と施工後にそれぞれ測定する場合や、別の日に測定する場合などは、それぞれにブランクバッジが必要であるため、必要数を計上する。

## 8 特別安全対策費

### (1) 交通整理員(B1)の分類

共通単価における交通整理員の分類は次のとおり。

#### ① 交通整理員 (A)

警備業者の警備員で、交通誘導警備業務に従事する交通誘導業務に係る一級

検定合格警備員又は二級検定合格警備員。

② 交通整理員（B）

警備業者の警備員で、交通整理員（A）以外の交通の誘導に従事する者。

（2）交通整理員の計上

特別安全対策費として交通整理員を計上する際に、神奈川県公安委員会が認定する道路路線（以下「認定路線」という）上において交通整理業務が施工計画上必要と判断される場合は、交通整理員のうち1人以上を交通整理員（A）を配置するものとして積算する。

なお、施工計画上、認定路線上で交通整理を行う期間が全体工期の一部期間だけであることが明らかな場合などには、その期間に応じて交通整理員（A）の積算を行う。

交通整理員を複数配置する場合の上記1名以外の整理員や認定道路以外での整理員の配置については、交通整理員（B）を配置するものとして積算することを原則とするが、施工計画や現場周辺の状況から特に必要と判断される場合は、複数の交通整理員（A）を配置することを特記の上、積算することも可とする。

なお、交通整理員（A）、（B）の労務単価には、警備会社に必要な諸経費（現場管理費及び一般管理費等）は、含まれていないため注意する。

（3）神奈川県公安委員会の認定する道路路線

横浜市内の認定道路は、以下の路線の全区間。（平成28年4月1日時点）告示については、神奈川県公安委員会の「検定合格警備員の配置路線」を参照。

（<https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd0094.htm>）

1	一般国道1号
2	一般国道15号
3	一般国道16号
4	一般国道246号
5	一般国道357号
6	県道2号（東京丸子横浜）（綱島街道）
7	県道6号（東京大師横浜）
8	県道12号（横浜上麻生）

9	県道13号（横浜生田）
10	県道21号（横浜鎌倉）
11	県道22号（横浜伊勢原）
12	県道23号（原宿六ツ浦）
13	県道40号（横浜厚木）
14	県道45号（丸子中山茅ヶ崎）（中原街道）
15	県道102号（荏田綱島）
16	県道109号（青砥上星川）
17	県道140号（川崎町田）
18	横浜市道環状2号
19	横浜市道環状3号
20	横浜市道環状4号
21	横浜市道鶴見駅三ツ沢

## 22 改修工事

直近改訂 令和5年7月

### 1 一般事項

この章で定めるもののほかは00から21までの規定を準用する。

### 2 改修工事の分類と単価の適用

#### (1) 改修工事の分類

改修工事は工事期間中の建物の執務状況を基準に、積算上のとおり分類する。

##### ① 全館無人改修

仮庁舎等が準備されている等、改修する建物全館が無人（執務者なし）の状態で行う改修をいう。

##### ② 執務並行改修

施工する部分に係わらず、執務中の状態で工事を行う改修をいう。1フロア毎に無人状態で工事が可能な改修の場合も上下階の施工に影響があるため、執務並行改修の扱いとする。

#### (2) 単価の適用

改修工事の積算に用いる共通単価は下表のとおりとする。

分類	適用する単価
全館無人改修	標準単価
執務並行改修	改修割増単価

注) 標準単価の中で改修用単価が設定されている場合（仮設、塗装など）は、原則として改修用を適用する。

執務並行改修の場合の改修割増単価適用区分は下表とする。

工種	執務並行改修	備考
仮設	×	
土工	×	
地業	×	
鉄筋	×	
コンクリート	×	
型枠	×	
鉄骨	×	
既製コンクリート	○	
防水	○	
石	○	
タイル	○	
木工	○	
屋根及びとい	○	
金属	○	
左官（仕上塗材仕上）	×	
左官（仕上塗材仕上以外）	○	
建具	○	
塗装（改修標仕様）	○	
内外装	○	
仕上ユニット	○	
排水	×	
構内舗装	×	
植栽	×	
仮設（改修）	×	
撤去	×	
外壁改修	×	
とりこわし	×	

○：改修割増単価

×：標準単価

### (3) 改修割増単価の内容と分類上の留意事項

全館無人改修と執務並行改修で適用する単価が異なるのは、後者は執務者が居る状態の中での改修であり、下記のような作業効率の低下が生じることにより、それに応じた補正をした単価（改修割増単価）を適用するためである。

#### 【執務並行改修による作業効率低下の例】

- ・ 騒音や振動の発生する作業の時間制限
- ・ 改修場所が点在することによる工事用資材の搬入と撤去物の搬出のための経路や時間の制限
- ・ 執務環境保持のための様々な作業の制約
- ・ 執務者以外の建物利用者に対する配慮のための作業の制約

建築物の一部分若しくは全体工期の一部期間でも執務者がいる状態で行う工事は、原則として執務並行改修工事として分類するが、対象工事の規模や工期、建物の用途などにより上記の制限・制約が大きく変わるとときは、その内容に応じて適切に分類する。

## 3 直接仮設

単価の採用は改修の内容により「個別改修」、「複合改修」に区分して採用する。区分の方法は次による。

「個別改修」：1室において床、壁、天井のうち1つの部位のみを改修する場合

「複合改修」：1室において床、壁、天井のうち複数の部位を改修する場合

### (1) 墨出し

墨出しの数量は次による。

#### ① 屋根防水改修

水勾配の調整を必要とする改修の場合には計測・計算の対象とし、その数量は水勾配を調整する面積とする。露出防水や塗膜防水のように防水層のみの改修には適用しない。

#### ② 外壁改修

外壁モルタル塗り、タイル張りなどを撤去し、新たに仕上げをする場合に適用し、その数量は外壁改修面積とする。外壁のクラック改修、浮き改修、

吹付材のみの改修には適用しない。

③ 建具改修

既存の壁に開口を設けて新規に建具を取り付ける場合のみ計測・計算の対象とし、その数量は建具の内法寸法による面積とする。

④ 内装及び塗装改修

床、壁及び天井仕上げを下地から撤去し、新設仕上げをする場合に計測・計算の対象とし、その数量は床又は天井の改修面積とする。

また、壁のみを新設及び改修する場合は、新設壁の前面から 1.0m の範囲の床面積とする。

(2) 養生及び整理清掃後片付け

既存部分等の養生及び整理清掃後片付けの数量は、次による。

① 屋根防水改修

数量は、改修防水層の平場面積とする。なお、部分改修で図示がない場合は、隣接する既存部分（1 m幅を標準とする）を改修防水の平場の面積に加算する。

② 外壁改修

数量は、改修する外壁面から 2 mの範囲の水平面積とする。外壁全面改修であれば、外壁面水平長さに 8 mを加えた長さに 2 m を乗じた面積とする。

③ 建具改修

建具のみを改修する場合には、整理清掃後片付けのみ計測・計算の対象とし、その数量は外部建具の場合は建具幅に 1 m を乗じた面積及び内部建具の場合は建具幅に 2 m を乗じた面積とする。

④ 内装及び塗装改修

床、壁及び天井を改修する場合の数量は、改修する部分の床又は天井の面積とする。また、壁のみを新設及び改修する場合は、新設壁の前面から 1 m の範囲の床面積とする。

⑤ 資材搬出入通路

資材搬出入通路の数量は、廊下、階段室、ホール等を対象とし、通路幅を 2 m とした床面積とする。

ただし、廊下等の幅が 2 m 未満の場合は、その幅を通路幅とした床面積とする。

### (3) 足場

足場は、種別毎に区別し、その数量は次による。

#### ① 外部足場

仮設ゴンドラ、高所作業車の数量は台又は箇所数とする。

#### ② 内部足場

内部仕上げ足場の数量は、天井の改修面積とする。

また、壁のみを新設及び改修する場合の内部仕上げ足場の数量は、改修する壁の水平長さに 1 m を乗じた面積とする。

なお、内部仕上げ足場は高さに応じた足場とし、その数量は足場の区別に対応した天井の改修面積とする。

### (4) 仮設間仕切

仮設間仕切は種別毎に区別し、その数量は面積、長さ及び箇所数とする。

## 4 改修撤去

(1) この単価は「公共建築改修工事標準仕様書」に基づく改修撤去に適用する。

(2) 撤去材の撤去後の清掃及び指定場所までの集積を含む。

(3) 撤去に伴う発生材の処分費及び処理料・運搬費、機械運搬費等は、撤去費とは別に計上する。発生材積込みについては、撤去工事の内容に応じて別途計上する。主な構成は表22-1による。

(4) 石綿含有成形版と石綿を含まない内装材等は区分して、それぞれに対応する単価及び価格を使用する。

(5) 廃せっこうボードは管理型産業廃棄物であるため、他の内装材とは分けて数量を拾う。

(6) 撤去において空気圧縮機が必要な場合は、空気圧縮機運搬を別途計上する。

(7) 撤去に係る発生材運搬、機械運転、発生材の処分及び有価物の扱いは、20とりこわしを参考にする。

表 22-1 撤去、集積、積込みの構成

	撤去	集積	積込み	備 考
コンクリート撤去	B0-184211	B1-389521	—	畠下、フローリング下の床組に使用 つか、土台、アンカーボルト切断を含む
コンクリートはつり	B0-184243			
カッター入れ	B0-339172			
床	床組	B0-284213	B1-389533	畠下、フローリング下の床組に使用 つか、土台、アンカーボルト切断を含む  畠、フローリングの下地板に使用 床組はふくまない  床組はふくまない  カッターによる切断及び 接着剤の除去を含む  床組はふくまない
	下地板	B0-284221		
	タイル	B0-283211		
	フローリング	B0-284216		
	ビニルタイル	B0-288221		
	ビニルシート	B0-288211		
	畠	B0-288271		
壁	下地	B0-284324	B1-389533	ボード等の仕上げ撤去は含まない  下地撤去は含まない  下地のボード等は含まない
	タイル	B0-283311		
	モルタル・フローラスター	B0-286311		
	合板・ボード	B0-284322		
	クロス	B0-288373		
建具	木製戸	B0-287165	B1-389533	单層ガラス
	鋼製戸	B0-287365		
	ガラス	B0-288711		
天井	下地	B0-284422	B1-389533	ボード等の仕上げ撤去は含まない  下地撤去は含まない  下地のボード等は含まない
	フローラスター	B0-286411		
	合板・ボード	B0-284421		
	クロス	B0-288473		

- (注) 1 改修工事における躯体及び仕上げの撤去に適用する。この表に記載のない単価を使用する場合は、適用条件に十分注意すること。
- 2 コンクリート撤去はコンクリートブレーカを標準とし、少量の場合は人力を考慮する。
- 3 既存の躯体又は仕上げ部を部分的に撤去する場合、既存部との縁切りのために必要に応じてカッター入れを計上する。
- 4 ビニル床タイル撤去、壁合板・ボード撤去、天井合板・ボード撤去において、石綿含有材撤去の作業区分は「レベル3」を想定している。
- 5 ビニル床シート及びビニル床タイル等の仕上げ材撤去は、カッターによる仕上げの切断及び接着剤

の除去を含む。

- 6 石綿含有成形板の撤去は手ばらし手間とし、撤去に必要な隔離養生等の仮設清掃費及び飛散防止手間は含まない。ただし、飛散防止のために必要な散水を行うに要する手間は含むものとする。
  - 7 建具撤去の歩掛りには、建具周囲のはつり及びカッター入れは含まれていない。必要に応じて建具周囲のはつり及びカッター入れの計上に留意する。
  - 8 ガラス撤去は単層ガラスとする。なお、ガラス廻りシーリング撤去を含む。
  - 9 合板・ボート撤去の二重張り撤去は、躯体もしくは準躯体より二重張りのまま撤去する場合に適用する。せっこうボートと他のボートを分けて撤去する場合は、1重張りを2回計上する。

## 5 積算にあたっての留意事項

改修工事の積算にあたっては、実状、施工条件明示事項等を考慮し、施工計画上必要となる仮設類の盛替え費用及び現場施工の制約を考慮した費用等を適切に積算する。また、製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考にする場合は、当該工事の施工条件を満たした内容であることを確認する。

なお、施工区分、施工手順等に応じた積算における留意事項は以下のとおり。

- (1) 荷揚用揚重機械器具は、設計図書に条件明示された施工区分及び施工手順にあつた回数等を十分検討し、適切に計上する。
  - (2) 荷揚用揚重機械器具による揚重ができない場合は、人力による小運搬等を現場状況に応じて適切に計上する。
  - (3) 直接仮設の墨出し、養生、整理清掃後片付け、足場等が、設計図書に条件明示された施工区分、施工手順等の現場状況により、複数回生じる場合は、適切に計上する。
  - (4) 発生材については、施工区分、施工手順等の現場状況によりストックすることができず、その都度搬出しなくてはならない場合、または運搬車の規格が通常とは異なる等の場合、現場状況に応じて適切に計上すること。